

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成31年3月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成31年3月11日(月曜日)

午前9時59分開議
午前11時51分休憩
午後1時0分開議
午後2時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算

議案第52号 平成31年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第56号 平成31年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第92号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 財産の減額貸付けについて

議案第108号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部改正について)

②消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(教育委員会所管分)

③地方公務員法及び地方自治法の改正
(会計年度任用職員制度)について

④県立特別支援学校整備計画の改定について

平成30年度教育警察常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 高木 健次
副委員長 楠本 千秋
委員 山本 秀久
委員 小杉 直
委員 鎌田 聡
委員 池田 和貴
委員 田代 国広
委員 前田 憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮尾 千加子
教育理事 山本 國雄
教育総務局長 野尾 晴一朗
教育指導局長 牛田 卓也
教育政策課長 江藤 公俊
学校人事課長 手島 和生
社会教育課長 井芹 護利
文化課長 岡村 郷司
施設課長 猿渡 伸之
高校教育課長 那須 高久
義務教育課長 高本省吾
特別支援教育課長 藤田 泰資
人権同和教育課長 徳永 憲治
体育保健課長 西村 浩二

警察本部

本部長 小 山 巖
警務部長 志 賀 康 男
生活安全部長 林 修 一
刑事部長 甲 斐 利 美
交通部長 古 庄 幸 男
警備部長 原 秀 二
首席監察官 熊 川 誠 吾
参事官兼警務課長 開 田 哲 生
参事官兼会計課長 平 良 俊 司
理事官兼総務課長 米 満 幸 一
参事官
兼生活安全企画課長 中 島 真 一
参事官兼刑事企画課長 中 川 英 幸
参事官兼交通企画課長 森 教 烈
参事官兼警備第一課長 星 原 茂 幸
交通規制課長 大内田 朗 二

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時59分開議

○高木健次委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で簡単をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

高木委員長を初め、委員の皆様には、この1年間、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、今回、県警察から提案させていただいております3件の議案等について、その概要を御説明いたします。

平成31年度当初予算でございます。

第48号議案、平成31年度熊本県一般会計予算におきまして、401億900万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、県民を守る警察組織の基盤強化事業につきましては、全国的に発生している交番襲撃事案等を踏まえて、警察官の受傷事故防止対策や交番、駐在所の安全対策等を強化いたします。

次に、迅速、的確な初動警察活動の強化につきましては、大規模災害時に集中する110番通報をより迅速かつ的確に受理し、初動警察活動を行うため、新通信指令システムを構築いたします。

次に、国際スポーツ大会開催に伴う警備諸対策費につきましては、大会の成功と安全、安心な開催を実現するため、テロ等の未然防止に向けた資機材の整備等を行います。

次に、債務負担行為の設定でございます。

上天草警察署整備事業のうち、庁舎新築設計委託業務について、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、条例等議案でございます。

第94号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、皇族の御身位が変更されることから、身辺警護等作業手当の適用範囲を拡大するものでございます。

最後に、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております条例等

議案第75号、消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての御報告でございます。

これは、本年10月に消費税法が一部改正され、増税される見込みであることに伴い、県警察が所管する運転免許センター運転免許試験コース使用料もその対象となったものです。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○平良会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

第48号議案、平成31年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、資料の8ページをおめくりいただき、最下部、一番下の合計欄をごらんください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、平成31年度当初予算警察費の合計は、401億952万3,000円となり、前年度と比較しますと、17億8,938万円の増額、率にして4.7%の増となっております。

この要因は、阿蘇警察署の整備に伴う庁舎建設工事費が9億4,800万円余の増額、新通信指令システムの導入に係る経費が6億4,300万円余の増額となったことが影響しております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、当初予算の内容について御説明いたします。

まず、上段の公安委員会費でございます。1,203万7,000円を計上しております。

これは、右の説明欄のとおり、公安委員の報酬と委員や職員の旅費などの運営費でござ

います。

次に、下段の警察本部費でございます。310億3,983万4,000円を計上しておりますが、これは、職員の給与や業務管理など職員の設置に必要な経費でございます。

説明欄の主な項目について御説明させていただきます。

まず、1の職員給与費で268億5,722万2,000円のうち、(1)は、警察職員の給与費でございます。定年退職者を除く、平成31年1月1日時点で在籍している職員数とその給与額をもとに積算しております。(2)は、機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当でございます。

2の退職手当18億9,583万2,000円は、定年、勸奨、自己都合などによる退職見込み人数121人分の退職手当でございます。

3の警察一般管理費で18億6,743万5,000円をお願いしております。

(1)の総・警務企画調査費は、職員の赴任旅費やワーク・ライフ・バランスの推進などに要する経費でございます。(2)の女性の活躍を促進する組織づくり推進事業は、警察署における女性専用仮眠室の整備などに要する経費でございます。次の(3)から(6)については、警察官制服の整備、非常勤職員の雇用、警察音楽隊など、各種広報活動等に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

(7)から(9)につきましては、消耗品費や庁舎光熱水費、行政文書の管理、印刷費など、警察署の運営管理に要する経費、(10)は、職員の健康診断や公務災害補償など職員等の福利厚生関係に要する経費、(11)は、警察情報や個人情報の保護などセキュリティーの確保に要する経費や、警察WANシステムなど情報ネットワークの運営に要する経費でございます。

新たな職員情報総合管理システムにつきましては、人事関係業務の追加や勤務実績管理

の機能向上など業務の合理化、効率化を図るため、老朽化した現行システムを再構築するものでございますが、今年度実施の設計を踏まえ、来年度から開発に着手し、2020年度中の運用開始を目指してまいります。

4の児童手当は、職員の中中学生以下の子に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の装備費でございます。

8億9,683万1,000円を計上しておりますが、これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

1、警察装備品維持管理費の(1)は、警察用車両及び装備資機材の維持管理などに要する経費でございます。(2)は、天草警察署に配備しております警備艇の維持管理費等に要する経費、(3)は、警察用ヘリコプターの維持管理等に要する経費でございます。昨年12月、国費により更新、配備されたヘリコプターに搭載するヘリコプターテレビシステムの整備など機体更新に伴う経費もお願いしております。

3ページをお願いいたします。

警察施設費でございます。22億5,170万8,000円を計上しておりますが、これは警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

1の警察施設維持費7億260万1,000円は、警察本部庁舎や警察署、運転免許センターなど警察施設の修繕、設備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費で15億4,910万7,000円をお願いしております。

(1)は、阿蘇警察署の庁舎移転建設工事等に要する経費でございます。本年度から3カ年で庁舎建設工事を行い、2020年度夏の運用開始を目指しております。

(2)の上天草警察署整備事業でございます。来年度は、拡張用地の購入及び移転補償

に要する経費をお願いしております。

2021年度から2023年度の3カ年で庁舎建設工事を行う予定でございます。最後に御説明いたしますが、2020年度の庁舎設計委託に係る債務負担行為の設定もあわせてお願いしております。

(3)は、警察施設の整備、修繕等に要する経費をお願いしております。天草警察署御所浦駐在所の移転新築整備、玉名警察署伊倉駐在所の新築設計委託などを行うこととしております。

(4)の新規事業、受動喫煙防止対策事業は、健康増進法の改正を受けて本年7月から行政機関が敷地内禁煙となることから、運転免許センターに屋外喫煙室の設置工事を実施することとしております。

(5)の警察署防災機能強化事業は、天草警察署及び牛深警察署の非常用発電機改修工事に伴う設計委託に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

上段の運転免許費でございます。11億1,953万5,000円を計上しておりますが、これは運転免許業務に必要な経費でございます。

1の自動車運転免許費として10億6,017万7,000円をお願いしております。

(1)は、認知症等の疑いのある方の早期発見、高齢者やその御家族等に対する専門相談などを行うため、引き続き、運転免許センターに看護師3人を配置するための経費でございます。

(2)は、運転免許証の作成に係る消耗品費や更新窓口等の受付事務委託など、運転免許センターの管理運営に要する経費、(3)は、運転免許管理システムの維持管理に必要な経費でございます。

(4)では、道路交通法の規定に基づく更新時講習や高齢者講習など各種講習の業務委託に要する経費をお願いしております。

このうち、高齢者講習につきましては、受講待ちが長期化、常態化していることから、

警察本部と講習を受託する自動車学校間で、講習予約状況や講習結果等を共有管理するシステムを新たに構築し、円滑な予約講習受講を目指してまいります。

2の自動車運転免許試験費として5,935万8,000円をお願いしております。これは、仮免許学科試験等の実施や運転免許試験車両の購入、維持管理など運転免許試験実施に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございます。4,073万2,000円をお願いしておりますが、これは、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対し、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

5ページをお願いいたします。

警察活動費でございます。47億4,884万6,000円を計上しておりますが、これは県警察各部門の活動諸費や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

1の一般警察運営費として6億5,966万3,000円をお願いしております。

(1)の犯罪被害者支援活動の推進は、犯罪被害者等の精神的被害の回復や2次的被害の防止等に要する経費をお願いしております。

(2)は、被留置者の食糧費など、留置施設の運用に要する諸経費、(3)は、柔道、剣道等の術科訓練経費など、職員の能力向上に要する経費、(4)は、警察活動に要する基本経費で、犯罪捜査や交通指導取り締まりなど警察活動に必要な旅費、車両等備品整備費などでございます。

6ページをお願いいたします。

2の総合治安対策費として3億1,906万9,000円をお願いしております。

(1)から(4)は、新規事業でございます。

まず、(1)の県民を守る警察組織の基盤強化事業は、全国的に相次ぐ交番襲撃事件等の発生を踏まえ、警察官の受傷事故防止及び交番、駐在所の安全対策強化を行うものでございます。対人防護衣などの整備や交番、駐在

所に防犯カメラなどを増強配備し、警察官はもとより、県民の安全、安心を守るため、あらゆる角度から凶悪犯罪に的確に対処できる精強な組織づくりを推進してまいります。

(2)は、国際スポーツ大会の開催を控え、テロの未然防止に重点を置いた装備資機材の整備や外国人観戦者への対応力の強化など、警備諸対策に要する経費でございます。

(3)の子供を守る通学路対策事業では、可搬式の速度違反自動取り締まり装置などを整備し、子供や保護者等が安心できる通学路の安全な環境の実現や不審者情報等の迅速な対応に取り組んでまいります。

(4)の外国人材の受入れ・共生に寄与する総合治安対策事業につきましては、外国人犯罪の取り締まりや来日外国人の安全対策に要する経費などをお願いしております。県民と外国人がともに安全、安心な暮らしを実現するため、通訳体制の充実など総合的な治安対策に取り組んでまいります。

次に、(5)の被災地防犯アドバイザー事業は、警察官OBを活用した被災地からの相談受理や被災自治体への助言活動等を行うもので、引き続き、被災者に寄り添った安全と安心の確保に取り組んでまいります。

(6)は、振り込め詐欺や高齢者の交通事故などからの被害防止に向けて、警察官OBの非常勤職員と民間業者合計24人体制による通称ひまわり隊を結成して、戸別訪問や街頭指導、地域の集会で防犯講話を行う事業で、来年度で4年目となります。

(7)は、統合地理情報システムの運用に要する経費でございます。これは、交通事故発生地点や犯罪の種別、発生状況などのさまざまな情報をシステムに蓄積し、時間帯別の発生状況などを地図上に表示、分析することにより、パトロールを強化する時間や場所などの抽出が可能となり、犯罪抑止の効果が期待できるほか、災害発生時の迅速な避難誘導等にも活用が見込まれるシステムでございます。

す。

平成28年度の基本設計から3年余りを経て、いよいよ来月から運用を開始いたしますが、この統合GISは、県民への情報提供も可能なシステムとして構築しており、今後、防災情報等の発信にも積極的に取り組んでまいります。

(8)は、大規模災害等緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備に要する経費、(9)は、振り込め詐欺等の根絶に向けた取り組みを強化するための被害防止活動に要する経費や検挙活動の強化に要する経費、(10)は、危険ドラッグや覚醒剤等の薬物対策に要する経費でございます。

7ページをお願いいたします。

3の生活安全警察運営費として1億555万8,000円をお願いしております。

(1)は、にぎわいを増す熊本市繁華街の環境浄化に向けて、県と市の条例施行に合わせ、悪質な客引き等の取り締まりなど、正常な風俗環境を保持する総合対策に要する経費をお願いしております。

(2)は、ストーカー行為やDV等の被害者の安全確保、ストーカー等を行った者を更生させるためのカウンセリングなどに要する経費をお願いしております。

(3)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けて、捜査資機材の整備や捜査員の能力向上などに要する経費をお願いしております。

(4)は、少年の問題行動等への対応や巡回指導活動等を行うため、豊富な経験を有する警察官OBをスクールサポーターとして任用する経費など、少年の非行防止と保護対策に要する経費でございます。

(5)は、防犯ボランティア団体等の活動を支援するための経費や、地域住民の要望や困り事に対処するため、警察官OBを警察安全相談員として任用する経費などでございます。

(6)は、産業廃棄物の不法投棄など、環境

犯罪の根絶に要する経費、(7)は、風俗営業や警備業など、生活安全警察に係る許可等事務の業務委託などに要する経費でございます。

次に、4の地域警察運営費として9億8,049万6,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所の運営に協力する駐在所員の配偶者等に対する報償費や、交番相談員の任用など、交番、駐在所など地域警察の運営に要する経費でございます。(2)は、110番センターの運用に要する経費でございます。2020年2月に現通信指令システムが更新期を迎えることから、充実した最新機能を有する新システムの導入に要する経費をお願いしております。

現システムは、110番通報を同時に5本までしか受けられず、熊本地震発災時にふくそう状態が続いたことから、最大で12本を受けられるように受理機能を拡充するほか、事件や事故などの現場をより詳細に把握するため、パトカーから110番センターへ送信される車載カメラ映像を360度撮影できるカメラとするなど、より迅速かつ的確な初動警察活動につなげることでございます。

8ページをお願いいたします。

5の刑事警察運営費として3億7,111万6,000円をお願いしております。

(1)の県民生活を脅かす犯罪の取締まりは、各種捜査支援システムの維持管理費のほか、重要凶悪事件や選挙違反など捜査活動に要する経費、暴力団の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費でございます。

(2)は、取り調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費でございます。

(3)は、指紋、写真など犯罪鑑識に必要な資機材、システムの整備や維持管理に要する経費、(4)は、科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理など、科学捜査の高度化に要する経費でございます。

次に、6の交通警察運営費として9億

7,854万9,000円をお願いしております。

(1)の交通の安全と円滑の確保は、交通安全教育、交通指導取り締まり、交通事故捜査、違法駐車対策などに要する経費や、信号機の電気料や制御回線使用料などの円滑な交通規制の運用に要する経費でございます。

(2)は、道路交通法の規定に基づく安全運転管理者等講習など、交通警察に係る許可事務等の業務委託などに要する経費でございます。

次に、7の交通安全施設費で13億3,439万5,000円をお願いしております。

安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設や通学路対策などに必要な信号機の新設、更新、改良、交通管制センターの高度化、道路標識や道路標示のほか、老朽化した信号制御機や信号柱の更新などの整備を進めることとしております。

ここまでの警察費歳出予算に係る説明でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上天草警察署整備事業につきまして、2020年度に行う庁舎新築に係る設計委託に要する経費につきまして、8,298万3,000円の設定をお願いしております。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○開田警務課長 警務課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

第94号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

11ページの条例案の概要で御説明いたします。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴いまして、3の(1)に記載の特定皇族の方々を身辺警護等作業手当の対象として規定するものでございます。

特定皇族の方々の身辺警護等作業は、1日につき1,150円の手当が措置されております。

今回、新たに特定皇族とされますのは、皇嗣妃殿下紀子様お1人でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○高木健次委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

高木委員長を初め、委員の皆様方には、この1年間、教育行政全般にわたりまして熱心に御審議いただき、さまざまな御指導、御助言をいただき、本当にありがとうございました。

また、各県立学校における卒業式には、各委員の皆様方も御出席いただきましてありがとうございます。御挨拶をいただきましてありがとうございました。また、小杉委員には、あすも特別支援学校の卒業式に御臨席いただく予定かと思っております。重ねてお礼を申し上げます。

それでは、今回提案しております教育委員会の議案につきまして御説明させていただきます。

着座で失礼いたします。

まず、平成31年度当初予算につきまして、第48号議案、平成31年度熊本県一般会計予算、第52号議案、平成31年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第56号議案、平成31年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,290億円余をお願いしております。

以下、予算の主な内容について御説明させていただきます。

まず、県立学校ICT環境整備事業につきましては、県立学校に新学習指導要領に沿った授業の実施や大学入試改革への対応に必要なICT機器を導入するものでございます。

次に、熊本英語エンパワーメント事業及び英語教育改革推進事業につきましては、県立高校に配置するALT、外国語指導助手の増員ですとか、中学校3年生への英語検定受験料の支援を通しまして、子供たちの英語力の充実を図るものです。

次に、県立学校防災機能強化事業につきましては、災害時に避難所としても利用される県立学校の体育館トイレを整備し、防災機能の強化を図るものです。

次に、特別支援教育環境整備事業につきましては、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、計画的に施設整備を進めるものでございます。

次に、国際スポーツ大会一校一国運動推進事業につきましては、県内公立学校児童生徒の試合観戦及び外国選手との交流学习を実施するものです。

次に、平成31年度全国高等学校総合体育大会開催費につきましては、ことし7月に南部九州4県で分散開催されます全国高等学校総合体育大会が円滑に運営されるよう、開催市と連携し、準備を進めるものです。

次に、債務負担行為の設定でございます。

熊本県立美術館分館改修事業など7件について、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、条例等議案でございますが、議案第92号につきましては、熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に係るものです。

次に、議案第93号につきましては、熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正に係るものです。

また、議案第97号につきましては、一般財団法人熊本県青年会館に対する減額貸し付け

に係るものです。

また、議案第108号につきましては、熊本県育英資金貸与金債権の放棄に係るものです。

以上が今議会に提案させていただいております議案等の概要です。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会の平成31年度当初予算につきましては、各課から主な事業と新規事業を中心に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

1段目の教育委員会費でございますが、1,062万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)でございますが、これは教育委員5人の報酬に要する経費でございます。

2の(1)運営費でございますが、これは教育委員の活動等に要する経費でございます。

次に、2段目の事務局費でございますが、5億8,848万1,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。主な事業を御説明いたします。

1の(2)熊本県教育情報化推進事業でございますが、これは県立学校のパソコンなどの教育用情報設備のリース及びネットワークの保守管理等に要する経費でございます。

(3)の県立学校校務情報化推進事業でございますが、これは県立学校で教職員が使用する校務処理用パソコン等のリースに要する経費でございます。

(5)の学校における働き方改革推進事業でございますが、これは新規事業でございます。

て、学校現場への業務改善アドバイザーの派遣など、働き方改革の推進に要する経費でございます。

3ページをお願いいたします。

1段目の教職員人件費でございますが、2億1,402万円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)でございますが、これは教職員住宅の建設償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

3の(1)教職員福利厚生事業でございますが、これは教職員の健康増進事業を行う公立学校共済組合熊本県支部に対する助成に要する経費でございます。

次に、2段目の教育センター費でございますが、2億705万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)管理運営費でございますが、これは教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

3、研修事業費の(3)及び(4)の初任者研修でございますが、これは県立学校及び小中学校の新規採用教員に対する研修費及び研修代替教員、これは、新規採用教員が研修に参加する際に、授業などに穴をあけることのないよう、その代替として採用する非常勤講師のことでございますが、その人件費に要する経費でございます。

4の(1)教育センター施設整備事業でございますが、これは教育センターのトイレの改修などの施設整備に要する経費でございます。

次に、2段目の恩給及び退職年金費でございますが、9,398万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)恩給及び退職年金費でございますが、これは、共済制度が発足する前日まで、

昭和37年11月30日以前に退職した教職員等に係る本人への恩給及び配偶者等の御遺族への扶助料として支給するものでございます。

以上、総額11億1,416万6,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側説明欄をごらんください。

1、職員給与費につきましては、職員の給与について、平成31年1月1日現在の職員に係る給与費から、定年等の退職者分を除き、新規採用者や再任用者等の見込み額を加えたものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても同様でございますので、当課及び各課からの詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

1段目の事務局費ですが、事務局職員に係る給与費及び退職手当としまして15億8,255万6,000円を計上しております。

次に、2段目の教職員人事費ですが、139億261万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとして、1、退職手当や、2、児童手当のほか、3、管理運営費でございます。このうち、3、管理運営費の(3)障がい者就労支援事業でございますが、これは県立学校における障害者の雇用に要する経費で

ざいます。

障害者を非常勤の学校補助員として雇用し、校内の事務作業や農場等の除草作業等に従事していただくことで、就労に向け必要な能力や技術などの習得を図っていただき、就労につなげることを目的とした事業でございます。平成30年度は、各県立学校に30人を雇用していましたが、来年度は69人を雇用したい考えでございます。

6ページをお願いいたします。

1段目の(5)教育サポート事業でございますが、これは、小中学校及び特別支援学校において、教員が子供と向き合う時間を拡充するためのサポーター配置に要する経費でございます。今回、新たに教員の専門性を必要としない、学習プリントなどの印刷業務などに障害者を優先雇用するスクールサポートスタッフの配置に要する経費をお願いしております。

(6)就学支援金交付等事業でございますが、これは公立高等学校の高校生に係る就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費でございます。

また、(7)教員の指導力向上事業でございますが、スーパーティーチャーの配置に伴う代替非常勤講師の配置に要する経費でございます。これまで県立学校に配置していましたが、これに加えて、小中学校へ配置するために要する経費でございます。

次に、2段目の教職員費ですが、小学校分として382億3,296万1,000円を計上しております。

7ページをお願いします。

1段目の教職員費ですが、中学校分として220億6,041万5,000円を計上しております。

6ページの小学校、7ページの中学校、いずれも教職員の給与費及び旅費でございます。

2段目の教育振興費でございますが、県立中学校3校の運営費としまして2,658万6,000円を計上しております。

次に、3段目の高等学校総務費ですが、高等学校教職員の給与費及び学校運営費として250億7,549万円を計上しております。

4段目の全日制高等学校管理費ですが、14億3,691万6,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

1段目の定時制高等学校管理費でございますが、2,468万7,000円を計上しております。

2段目の通信教育費ですが、527万5,000円を計上しております。いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

3段目の特別支援学校費ですが、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費として97億8,231万4,000円を計上しております。

以上、総額1,121億2,981万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、11億1,217万8,000円を計上しております。

前年度と比較し、3億101万5,000円の増額となっておりますが、これは主に、後ほど御説明いたします、青少年教育施設の保全計画に基づく設計、工事に要する経費の増によるものでございます。

主な事業について御説明いたします。右側の説明欄をごらんください。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち、(1)の「親の学び」推進事業は、子育てのポイントを学び、保護者同士のつながりをつくる「親の学び」プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

(3)の「熊本の心」活用推進事業は、道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用し、郷土愛や道徳心を高め、県民の豊かな人間性及び社会教育の場を通じた、子供たちの社会人と

しての基礎的な資質の育成に要する経費でございます。

あけていただいて10ページをお願いいたします。

4の社会教育諸費のうち、(3)の地域人権教育指導員設置費補助は、地域において人権教育を推進する地域人権教育指導員を設置する市町村に対して助成を行うものでございます。

(4)の県生涯学習推進センター運営事業は、県民交流館パレアにあります県生涯学習推進センターの指定管理に要する経費及び生涯学習推進事業に要する経費でございます。

(5)の青少年教育施設管理運営費は、天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費及び施設の保全計画に基づく工事に要する経費でございます。

(6)の地域学校協働活動推進事業は、地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働本部の設置や放課後子供教室、地域未来塾、家庭教育支援に取り組む市町村に対する助成に要する経費でございます。

11ページをお願いいたします。

図書館費でございますが、3億5,015万7,000円を計上しております。

説明欄をごらんください。

2の管理運営費のうち、(1)の管理運営費は、県立図書館の施設、設備の維持補修や図書の購入費等、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3の事業費のうち、(2)のくまもと文学・歴史館の運営及び充実は、熊本ゆかりの文学や歴史に関する資料の展示会の企画、広報及び実施、関連講座の開催など、くまもと文学・歴史館の事業運営に要する経費でございます。

なお、図書館費につきましては、前年度から1,662万9,000円の減額となっております。これは主に、今年度に行った県立図書館の消防設備等の交換及び修繕に要する経費の減

によるものでございます。

以上、社会教育課は、総額14億6,233万5,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

文化費ですが、10億7,574万1,000円を計上しております。

前年度と比較し、1億3,736万1,000円の増額となっておりますが、これは主に、後ほど御説明します、美術館分館及び装飾古墳館の保全計画に基づく工事に要する経費の増によるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。主なものを御説明します。

2の文化振興費の(2)美術館分館管理運営費ですが、これは、県立美術館分館の新年度の指定管理委託及び施設の長寿命化を図るための保全計画に基づき、経年劣化の著しい箇所への保全工事に要する経費でございます。

3つ下の(5)「熊本歴史文化の森」魅力発信事業は、新規事業で、国際スポーツ大会開催に伴い来熊される国内外の方に対し、熊本の歴史、文化の魅力を発信することを目的とした、県立美術館の館内サイン整備、熊本城周辺の県、熊本市、民間の文化施設で共同した多言語のガイドブック作成、熊本城特別公開に合わせた熊本城をテーマとした県立美術館特別展覧会の開催等の経費でございます。

その下、3の文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査(受託)ですが、これは、国が行う南九州自動車道水俣インターチェンジ建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書作成の受託に要する経費でございます。

13ページをお願いします。

4の文化財保存管理費の(2)文化財保存事業は、国・県指定文化財の保存整備を行う市町村等に対する県費による助成でございます。

(4)熊本県被災文化財支援事業は、熊本地震で被災し、救出した動産文化財を、一時保管、整理、返却する文化財レスキュー事業に要する経費でございます。

(5)被災文化財保存復旧支援事業は、熊本地震で被災した未指定歴史的建造物の復旧に当たり、専門の建築士であるヘリテージマネジャーを派遣し、復旧工法の助言を行うなど、民間所有者支援に要する経費でございます。

(6)装飾古墳館関係経費ですが、これは装飾古墳館の管理運営、調査、普及及び企画展開催等に要する経費でございます。

(7)古墳館保全計画は、装飾古墳館の施設の長寿命化を図るための保全計画に基づく工事に要する経費でございます。

(8)鞠智城関係経費ですが、これは鞠智城跡の管理運営や特別史跡として国指定に向けた取り組み等に要する経費でございます。

5の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、これは、平成31年度に見込まれる寄附金の基金への積み立てでございます。

県内外の多くの方々からの寄附の受け入れ額は、現在合計で約39億円、今後42億円を超える見込みとなっております。

14ページをお願いします。

美術館費でございますが、4億9,982万3,000円を計上しております。

前年度と比較し、2億1,909万8,000円の増額となっておりますが、これは主に、後ほど御説明します、美術館本館の保全計画に基づく工事に要する経費の増によるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の(1)管理運営費ですが、これは美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

少し飛びまして、4の(1)展覧会事業費ですが、これは、美術館が主催及び共催する展覧会の開催に要する経費でございます。

5の美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業ですが、これは、美術館本館の老朽化した施設、設備の長寿命化を図るための保全計画に基づく改修工事に要する経費でございます。

6の永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは、公益財団法人永青文庫の所蔵美術品の常設展示及び展示する美術品等の調査研究、修復に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、7億8,343万4,000円を計上しております。

昨年度と比較して6,193万5,000円の増の主な要因は、文化財災害復旧事業費の増によるものです。

右側の説明欄をごらんください。

1の教育施設災害復旧費の(1)美術館本館災害復旧費ですが、これは、県立美術館に寄託された美術品のうち、熊本地震で被災したものの修復に要する経費でございます。

2の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業ですが、これは、熊本地震で被災した国・県指定の文化財、未指定の歴史的建造物、未指定の動産文化財等の復旧に要する経費でございます。

国・県指定、国登録文化財に対する従前からの県費による補助と、民間所有者の負担軽減のために、県内外の多くの方々からの寄附をもとに、平成28年度に創設した基金による復旧費補助の経費を計上しております。

以上、総額23億5,899万8,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

1段目は、事務局費445万円を計上しております。

右側の説明欄(1)で、市町村立学校施設の

指導、調査、検査等に要する経費でございます。全額が国庫支出金で賄われております。

1つ飛びまして、3段目の全日制高等学校管理費で、1億8,596万5,000円を計上しております。

右側の説明欄の(1)高等学校施設維持管理費、これは、県立高等学校の消防設備保守点検などに要する経費です。

これら、前年度と比較しまして3,554万5,000円の減となっておりますが、これは主に、法定検査に要する経費の減によるものでございます。

続きまして、4段目、教育振興費ですが、本年度の予算計上はございません。

15億5,400万円余の減額です。これは、先日、竣工式のありました実習船「熊本丸」の代船建造費が減となったものでございます。

次に、5段目の学校建設費ですが、26億6,039万9,000円を計上しております。

右側の説明欄の(1)校舎新・増改築事業ですが、これは、熊本工業高校の実習棟改築に係る1期工事の2年目に要する工事費でございます。

(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、県立高等学校28校分の修繕、維持補修工事に要する経費です。

1つ飛びまして、(4)長寿命化プラン策定事業ですが、これは、今年度着手しております県立学校施設の長寿命化プラン策定に係る2年目の経費に当たります。

(5)県立学校防災機能強化事業ですが、これは、新規事業で、県立学校の防災機能強化に要する経費です。

職員や生徒たちの一時的な避難所となるだけでなく、地域住民の避難所にもなる体育館にトイレがない県立学校11校に、2024年度まで、6年をかけましてトイレを整備するものでございます。

これらの学校建設費全体としまして、前年度と比較して8,520万3,000円の増額となって

おりますが、これは、主に高校の改築工事等に要する経費の増によるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

1段目の特別支援学校費ですが、2億6,113万2,000円を計上しております。

右側の説明欄の(1)特別支援学校施設維持管理費、これは、特別支援学校の消防設備保守点検など、法定点検に要する経費でございます。

次に、(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、特別支援学校11校分の修繕、維持補修工事に要する経費でございます。

最後ですが、2段目の教育施設災害復旧費です。指導事務費として17万円を計上しております。

前年度と比較しまして16億5,734万円の減となっておりますが、これは、県立学校の災害復旧工事がほぼ完了したことにより、大幅減になったものでございます。

施設課は以上でございます。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

1段目の事務局費でございますが、4,167万3,000円を計上しております。

前年度と比較し、3,401万1,000円の減額となっておりますが、これは主に、平成30年度で県立高等学校再編整備等後期実施計画が終了することに伴い、高校の閉校等に必要な経費が不要となったためでございます。

右側の説明欄をごらんください。

1、事務局運営費等の(1)新設高等学校等教育環境整備事業でございますが、これは、高等学校再編統合に伴う新設高校の教育環境の整備等に要する経費でございます。

次に、2段目の教育指導費でございますが、6億7,751万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)通学支援事業で

すが、これは、高等学校再編統合に伴う通学支援等に要する経費でございます。

(2)の高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)ですが、これは、平成28年熊本地震により通学困難となった生徒のための通学支援に要する経費でございます。

(3)の御所浦高校生通学支援事業(御所浦地域振興策)ですが、これは、御所浦地域からの高校通学に必要な定期船運賃助成を行う天草市への補助に要する経費でございます。

2の学校教育指導費の(1)熊本英語エンパワメント事業ですが、これは、新規事業で、先進的な英語教育の推進と英語教員の指導力強化及び外国語指導助手、ALTの配置に要する経費でございます。現在、県立学校に配置しています23人のALTに加え、新たに13人を増員し、36人のALTを配置することとしています。

(2)の高校生キャリアサポート事業ですが、これは高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の配置に要する経費でございます。

(3)の地域との協働による高等学校教育改革推進事業ですが、これは、平成31年度から国が新たに取り組む事業を活用する新規事業で、地域との協働による高校魅力化、職業人育成及びグローバル化の推進に要する経費でございます。

(4)のキャリアプランニング推進事業ですが、これは、新規事業で、地元企業との連携を促進するための支援員配置や、各学校が持っているインターンシップ受け入れ等に関する企業情報の一元化に要する経費でございます。

次に、19ページをお願いします。

3の児童生徒の健全育成費の(1)県立学校いじめ・不登校対策事業ですが、これは、県立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等に要する経費でございます。

(2)のいじめ防止対策推進事業ですが、これは、いじめ防止対策推進法に基づき設置する審議会の運営等に要する経費でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

3段目の教育振興費でございますが、これは、高等学校費に係る教育振興費で、8億7,994万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

3、定時制通信制修学奨励事業費の(1)定通教育修学奨励費ですが、これは、高等学校定時制及び通信制課程の生徒への修学奨励資金の貸与に要する経費でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

右側の説明欄をごらんください。

5の高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、経済的理由により就学困難な公立高等学校の生徒に対する給付金の支給に要する経費でございます。

6の産業教育設備費の(1)熊本工業高校実習棟改築(第1期)設備整備事業ですが、これは、新規事業で、熊本工業高校の実習棟改築(第1期工事)に伴う施設、設備等の移転及び備品購入に要する経費でございます。

次に、3段目の保健体育総務費でございますが、673万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校保健給食振興費の(1)定時制高等学校夜食費ですが、これは、県立高等学校定時制課程の生徒への夜食提供に要する経費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

1段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金でございますが、5,488万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校実習資金特別会計繰出金の(1)県立高等学校実習資金特会計繰出金ですが、これは、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計への水産高等学校費へ繰り出す

ものでございます。

前年度と比較し、3,750万2,000円の増額となっておりますが、これは主に、前年度は古い実習船を売却したことから不要となりましたドック経費が、新しい実習船の建造に伴い、再度必要になったことによるものでございます。

次に、2段目の育英資金等貸与特別会計繰出金でございますが、4,774万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の特別会計繰出金の(1)育英資金等貸与特会繰出金ですが、これは、一般会計から熊本県育英資金等貸与特別会計への育英資金貸付金(被災特例枠)へ繰り出すものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

特別会計について御説明をいたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

1段目の農業高等学校費でございますが、2億2,830万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の農業高等学校実習費の(1)農業高等学校費ですが、これは、農業関係高等学校11校における実習運営に要する経費でございます。

次に、2段目の水産高等学校費でございますが、9,632万6,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の水産高等学校実習費の(1)水産高等学校費ですが、これは、天草拓心高校マリン校舎における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

前年度と比較し、5,644万2,000円の増額となっておりますが、先ほど御説明いたしました、一般会計から熊本県立高等学校実習資金特別会計への繰出金の増額の理由と同じく、新しい実習船「熊本丸」のドック経費等の増

によるものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金でございますが、11億7,631万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与、修学貸与、緊急貸与)ですが、これは、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額32億2,332万円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

教育指導費でございますが、4億4,920万5,000円を計上しております。

前年度と比較し、4,969万5,000円の増額となっておりますが、これは主に、この後御説明申し上げます、学力向上対策事業における県学力調査の実施に要する経費の増額によるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の学校教育指導費の(1)学力向上対策事業でございますが、これは、授業改革推進協議会や教職員研修会の実施及び民間のノウハウ等を活用した県学力調査の実施に要する経費でございます。

(2)の熊本地震被災児童生徒就学支援事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した児童生徒に就学支援を実施する市町村への補助でございます。

(3)の英語教育改革推進事業でございますが、これは、中学3年生の英検取得を推進する市町村への補助など、小中学校における英語教育の充実に要する経費でございます。

(5)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございますが、これは、小学5年生の水俣市訪問学習を実施する市町村への補助でございます。

(7)の幼児教育推進体制の充実・活用強化事業でございますが、これは、新規事業でございますが、幼児教育の質の向上のための幼児教育アドバイザーの育成及び派遣等に要する経費でございます。

26ページをお願いします。

3の教員研修費の(2)指導改善研修事業でございますが、これは、指導が不適切な教諭等の指導力を回復させるための研修等に要する経費でございます。

4の児童生徒の健全育成費の(1)チーム学校活性化事業ですが、これは、いじめ、不登校や問題行動等の積極的予防と解消を図るためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置、派遣に要する経費でございます。

(2)熊本地震SC・SSW活用事業ですが、これは、平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー等の配置、派遣に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の27ページをお願いします。

教育指導費でございますが、9,980万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)特別支援学校通学支援事業(熊本地震対応分)でございますが、これは、平成28年熊本地震により通学困難となった特別支援学校生徒のための通学支援に要する経費でございます。

2の学校教育指導費の(1)特別支援学校キ

ャリアサポート事業でございますが、これは、特別支援学校生徒に対する就職支援等に要する経費でございます。

(3)の特別支援教育充実事業でございますが、これは、特別支援学校生徒に対する清掃技能検定の実施など、特別支援教育の充実、推進に要する経費でございます。

(4)のほほえみスクールライフ支援事業でございますが、これは、特別支援学校児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。

(6)の発達障がい等支援事業でございますが、これは、特別支援教育支援員配置等による発達障害等の児童生徒への支援に要する経費でございます。

次に、28ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、28億302万2,000円を計上しております。

前年度と比較し、12億3,572万1,000円の減額となっております。これは主に、盲学校及び熊本豊学校の寄宿舎の改築工事が完了したことによるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業でございますが、これは、特別支援学校5校の施設整備等に要する経費でございます。

3の学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費でございますが、これは、特別支援学校高等部分教室及び熊本はばたき高等支援学校の運営に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

1段目の教育指導費ですが、670万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業など、教職員の指導力の向上を図るために要する経費でございます。

次に、2段目の教育振興費ですが、1,741万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)高等学校等進学奨励事業ですが、これは、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。前年度から195万9,000円の減額になっておりますけれども、これは、国への償還金の減でございます。

次に、3段目の社会教育総務費ですが、1,353万6,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の人権教育振興費の(1)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは、同事業の運営に要する経費でございます。

(2)人権教育促進事業等ですが、これは、人権教育関係団体への事業費補助、地域人権教育指導員研修等に要する経費でございます。

以上、3,764万8,000円を計上しております。御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の30ページをお願いします。

保健体育総務費でございますが、5億1,217万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

2の学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断でございますが、これは、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

(2)日本スポーツ振興センター事業でございますが、これは、学校管理下における児童生徒に災害が発生したときの災害共済給付に

要する経費でございます。

31ページをお願いします。

体育振興費として8億1,330万5,000円を計上しております。

前年度と比較し、4億8,753万5,000円の増額となっておりますが、これは主に、後ほど御説明申し上げます、全国高等学校総合体育大会の開催に要する経費等の増によるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業でございますが、これは、公立中学校における部活動指導員の配置に要する経費でございます。

(2)平成31年度全国高等学校総合体育大会開催費でございますが、これは、平成31年度に本県で開催されます、全国高等学校総合体育大会の開催に要する経費でございます。

(3)国際スポーツ大会一校一国運動推進事業でございますが、これは、新規事業でございます。学校単位での国際スポーツ大会観戦を含めた一校一国運動の実施に要する経費でございます。

2の社会体育振興費の(1)2020東京オリンピック選手育成事業でございますが、これは、2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県関係選手の育成、強化に対する助成でございます。(2)から(5)につきましては、国民体育大会、九州地区国民体育大会に要する経費と、競技力向上への取り組みやスポーツ教室等に対する助成でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

体育施設費として9億6,641万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県営体育施設管理費の(1)から(5)につきましては、県営体育施設6施設の指定管理委託等に要する経費でございます。

2の県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業につきましては、国際スポーツ大

会に係る施設のWi-Fi設置等に要する経費で
ございます。

以上、総額22億9,189万1,000円を計上して
おります。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でござい
ます。

説明資料の33ページ上段をお願いいたし
ます。

県立あしきた青少年の家改修事業に係る債
務負担行為の設定でございます。

説明欄をごらんください。

これは、あしきた青少年の家の機能保全工
事に要する経費で、施設利用者が多い夏休
みの期間を避けて9月に着工する予定で
あり、工期を9カ月程度確保する必要が
あるため、1億8,267万2,000円を
計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の同じく33ページ下段をお願い
します。

まず、県立美術館分館改修事業に係る債
務負担行為の設定でございます。

これは、県立美術館の分館改修に係る工
事費で、国際スポーツ大会終了後の12月
に一部着工する予定であり、工期を4カ
月程度確保する必要があるので、5億1,
631万3,000円を計上しております。

次に、2段目の永青文庫推進事業でござ
いますが、これは、永青文庫の寄託美術
品のうちびょうぶの修復費用で、修復
期間を20カ月程度確保する必要があ
るため、495万円を計上しております。

次に、3段目の県立美術館本館改修事
業でございますが、これは、県立美術
館の本館改修工事費で、国際スポーツ
大会終了後の12月に着工する予定で
あり、工期を4カ月程度確

保する必要があるため、8,619万2,
000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でござ
います。

説明資料の34ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でござ
います。

事務機器等の賃借に係る債務負担行為
の設定でございます。

これは、熊本県育英資金管理システムに
係る機器の賃借で、当該機器の賃借の
ため60カ月のリース契約を締結する
必要があるため、276万円を計上して
おります。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育
課でございます。

同じく、34ページの下段をお願いします。

県南高等支援学校(仮称)整備事業に係
る債務負担行為の設定でございます。

これは、県南高等支援学校整備に係る
工事費で、工期を15カ月程度確保す
る必要があるため、1億9,608万6,
000円を計上しております。

次に、特別支援学校仮設校舎賃借に係
る債務負担行為設定でございます。

これは、整備計画に基づく整備が完了
するまでの間の仮設校舎賃借に係る使
用料で、使用期間を20カ月程度確保
する必要があるので、5,126万8,000
円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でござ
います。

説明資料の36ページをお願いいたします。

第92号議案としまして、熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

内容は、37ページで説明させていただきます。

これは、日本国籍を有しない者につきまして、文部科学省通知に従い、任用の期限を付さない常勤講師として任用することに伴いまして、関係条例の規定を整備するものでございます。

日本国籍を有しない者につきましては、平成3年の当時文部省通知に従いまして、任用の期限を付さない常勤講師として任用することとなりますが、当該通知におきましては、給与その他の処遇について、可能な限り教諭とこの常勤講師との差が少なくなるよう配慮することがあわせて求められております。

改正の具体的内容としましては、当該常勤講師の給与上の処遇が教諭相当となりますよう、熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例において、教諭と同等の2級に当該講師を位置づけまして、あわせてその他規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日としております。

次に、説明資料の38ページをお願いいたします。

第93号議案としまして、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案しております。

内容は、39ページで説明させていただきます。

これは、熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶、実習船「熊本丸」に乗り込みます船員のうち、一部の職員を技能労務職員から行政職の技術職員とすることに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

お手元の資料には書いてございませんが、背景を簡単に説明いたしますと、実習船「熊本丸」では、安全で安心な航行の確保に加えまして、船内教育の充実を図る目的から、技能労務職員の身分を行政職、技術職員に転換しまして、行政職員が行ってまいりました、生徒募集に係る企画立案や実習業務を担わせることといたしました。今回、それに伴い、関係職員に係る関係規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

議案第97号、財産の減額貸付けについてでございます。

内容につきましては、41ページの概要に沿って御説明いたします。

まず、1、提案の概要ですが、一般財団法人熊本県青年会館に対し減額貸し付けをしている県有地の貸付期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、更新を行うものです。

なお、この土地は、会館が建設されました昭和58年からこれまで、3年置きに契約を更新しているものです。

次に、2の貸し付けの概要ですが、熊本市中央区水前寺3丁目に所在する土地で、一般財団法人熊本県青年会館に対し、現在、当該法人の建物の用地として県有地を貸し付けております。

3の減額貸し付けの理由ですが、当該法人が県内の青少年団体の育成や活動支援に係る事業等を行っているという公益性が認められるということで、貸付料の65%を減額しているところでございます。

4の減額率の根拠でございますが、この土地に関しては、県が熊本市に対して毎年固定資産等所在市町村交付金を交付する必要があるため、この交付金の算定額、当該土地の固定資産評価額の1.4%になりますが、この算定額と同額を当該法人から貸付料として徴収するものであります。この額が本来の貸付料の35%になることから、65%の減額とするものでございます。

貸付期間は、平成31年4月1日から34年3月31日までです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の42ページをお願いします。

第108号議案として、権利の放棄について提案をしております。

これは、育英資金貸与金債権のうち、右側の理由欄にありますように、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがない1件について、地方自治法第96条の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、43ページの右側の内容欄をごらんください。

放棄する権利は、未償還元金48万6,000円、延滞利息8万5,050円でございます。

本件は、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに、電話及び文書催告により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、両名とも破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 開田警務課長だったと思いますけれども、12ページ、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例で、ここに表が出てありますね。それで、一番右の手当の額が、1日につき640円、それを1,150円にアップするというこの中身になつてませんか。

○開田警務課長 警務課でございます。

身辺警護等作業につきましては、通常であれば、1日につき640円となっております。これは変更ございません。ただし、特定皇族の方々の側近警衛につきましては、1日につき1,150円が措置されているということでございます。

○小杉直委員 1時間の間違いと違うのかな。

○開田警務課長 1日につき1,150円でございます。

○小杉直委員 パートでも700円、800円はもらうわけでしょう、時間給は。まあ、給料は別にもらいよるといっても、警察官の襲撃事件あたりが最近はとて多いわけですが、熊本県警でも、去年でしたか、東署員がむごい傷を負わされたわけですが、これはどういう基準でこの640円だった、そして今度は1,150円に上げるという、流れはどうなつとるんですか。

○開田警務課長 この手当の額につきまして

は、地財単価でございます、全国において同額でございます。その額をそのまま適用しているということでございます。

○小杉直委員 ことは大型スポーツあたりがあって、かなりの警護対象者とかあるいは外国人とか来ると思いますが、これは熊本県で、よその県と、何というんですかね、先駆けて熊本県で上げるというわけにはいかぬとですか。

○開田警務課長 今回お願いしておりますのは、額の増額ということではございませんで、特定皇族として1,150円の手当が適用される中に紀子様1名がお入りになるということをお願いしているところでございます。

○小杉直委員 なら、紀子様ということに対して1,150円ということになるということですか。

○開田警務課長 そのとおりでございます。

○小杉直委員 まあ、全国的な基準の金額ならば、なかなかやむを得ぬところもあるでしょうけれども、できるだけこういう危険性のある、体を張った警衛とか警護の場合には、やっぱりもっと手当を上げてもらいたいというふうに要望しますね。

それから、あわせていいですか。

○高木健次委員長 はい、小杉委員。

○小杉直委員 1ページに、職員給与費が上げてあるですね、ここに。警察本部職員給与が。それで、これに関して、たしか以前に私が、今言ったように、日々危険と隣り合わせの職務を行っておられますから、それに見合う処遇をすることは非常に大切と思うというふうな質問をして、それに対して、少し動き

があって、いい結果が出た部分はあったというふうに思いますが、その後はどうですか。どなたか答弁して。

○志賀警務部長 警務部でございます。

給与の格付に関してでございますけれども、職員の給与につきましては、職務の複雑さ、困難さ、それから責任の度合いに応じまして等級別に分類されているところでございます。行政職と公安職というのを比べたときに、公安職が行政職よりも下位の級から格付されているという現状でございます。

このため、県警におきましては、格差是正に向けまして、毎年、知事に対して要望、改善を行っているところでございます。その結果、昨年でございますけれども、一部、課長級、それから課長補佐級につきまして、改善が図られたというところでございます。

しかしながら、多くの職員が在籍しております係長級、それから主任級でございますけれども、こちらの両級につきましては、本年度要望いたしましたけれども、残念ながら容認に至っていないというところでございます。

このことは、警察官の士気にもかかわるものでございますので、引き続き、委員の皆様方の御理解、御支援をいただきながら、格差の是正に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小杉直委員 たしか後藤本部長のときだったと思いますけれども、今おっしゃった中身で、公安職は行政職よりも1ランク下に格付されているから、毎年、知事に対して改善要望を行っているけれども、容認されていないというような話がありましたもんね。

私の記憶では、警部かな、課長とか課長補佐級はその後少し上がったような印象がありますが、第一線で一番頑張っておって、非常に人口というか、組織の中で人口体制が多い

係長級とか主任級はまだ改善されていないということですか。

○志賀警務部長 おっしゃるとおりでございます。

○小杉直委員 そうすると、全国的にあるいは九州の中でのそういうふうな改善策が進んでいるとか、あるいはなかなか難しい、まだ進んでいないとか、そのところの何か事例のありますか。

○志賀警務部長 全国的に見ますと、約7割の県におきまして、こうした格差が是正されているところでございます。ただし、九州の中で見ますと、福岡、それから大分を除きまして、まだ改善が進んでいないという現状でございます。

○小杉直委員 全国的には7割が進んどるといふことならば、しっかり頑張っていきなはらんといかぬですね。九州では福岡と大分ですか。よそがまだということですか。

しかし、いつも本議会でもいろいろ質問がありますが、県民の負担人口が一番多いんでしょう、熊本県警は。例えば、1人当たり600人の県民を守るとということですが、3交代制の警察官あたりは、1人で1,800人を持つということになりますからね。

だから、そういう中でも、交通事故も刑事事件もずっと減していただいとるということは、やっぱり県民の協力もありながら、警察官の御努力も非常に強いものがあると思いますので、やっぱり公安職が行政職よりも低いままということはおかしいと思いますので、引き続き、しっかり要望活動を強化していただきますようお願いしときます。

○高木健次委員長 ほかに。

○山本秀久委員 私は、ちょっとこのところ耳が遠いから、質疑応答ができないものから、ただ1つだけ。

今小杉先生がおっしゃったように、これからは外国人がふえてきますよね、いろんな点で。だから、全国的に警察機構の、日本人を守る機構としての、今も小杉先生が言ったように、全面的にバックアップするような、全国的に組織を強化する必要があるんじゃないかということの要望をしておきたいと思えます。小杉先生、そういうことです。

○小杉直委員 ありがとうございます。

○山本秀久委員 私は、このごろ耳が、質疑応答ができないから今度引退するわけですから、言うだけは言います。聞くことは、もう私はわからぬから。

○小杉直委員 立派な要望でした。

○山本秀久委員 言いつ放し、要望です。やめる前の要望、警察力を十分に充実させてくださいということ。

○高木健次委員長 しっかりと要望として受けとめてください。

○前田憲秀委員 私も、小杉委員がおっしゃったこと、格差の是正は、何をもって訴えればいいのかと思っていますので、ぜひまた投げかけていただきたいと思います。

それと、今話題に出た負担人口、これは、この数字で何かあらわれているんでしょうか。私も、負担人口をせめて平均レベルまでというのは常に言っているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○開田警務課長 警務課でございます。

一応この負担人口につきましては、全国的に見ますと、平成12年の警察刷新に関する緊急提言というものにおきまして、当面は警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要があるというふうに示されておりまして、当県におきましても、一つのこれを目安というふうに考えているところでございます。

まだまだそれには本県は、今589人ということで、まだその数字に至っておりませんので、引き続き、警察庁など関係省庁に対して、警察官の増員を要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○前田憲秀委員 600からすると、少しは改善はしているんですかね。やはり、あるときの議論では、熊本県警の皆さん方が優秀だから、その裏返しという話も聞きますけれども、やはりどうしても頭数というか、人数的なものは、やっぱり500人程度ということですので、まだ589人というのは、まだまだ少ないんじゃないかなというふうに思っております。これからもしっかり、我々もその件は議論をさせていただきたいと思っておりますので、頑張っていたきたいと思えます。

○小杉直委員 山本先生、前田先生がおっしゃるとおりでございますが、それにあわせての話ですけれども、今は皆さん幹部の方がしっかりしておられるから、少ない職員数でいろんな事案も減少させていただいておりますが、今後はだんだんだんだん世代交代していかれて、そして価値観の違う若い警察官がずっと上がってきたり、ふえたりしますのですね。

やっぱり昔は、桜の代紋には手を出すなどというふうな不文律がいろいろあったわけですが、今はもう警察官にも向かれというふうな一部があるぐらいの時代になっておりますの

で、ぜひ今後とも先々の後輩のためにもしっかり頑張っていただきますように要望しますし、今お2人の先生から話があったように、議会としてもそういう方向で進むということですので、しっかりバックアップがあるということ頑張っていただきますように、よろしく願いしておきます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 8ページの交通安全施設の件ですけれども、住民の方々が警察に願うものの一つが信号機の設置ですね。信号機をつけてくださいというのが非常に要望が多いわけですし、数年前の決算特別委員会では、いわゆる需要と供給、需要は100カ所以上あったんですけれども、実際供給できたのは十数カ所だというふうな実態があったんですけれども、今日においては、どういった需要と供給の状況になっておりますでしょうか。

○古庄交通部長 交通部でございます。

平成30年度の要望に対しましては、107基の要望に対しまして、20基の設置をしております。

○田代国広委員 20。

○古庄交通部長 はい。平成31年度につきましては、要望数は今後取りまとめる予定でございますが、今のところ16基を予定しているところでございます。

○田代国広委員 非常に住民の要望に応え切れていないというか、そういった実態が浮かび上がるわけなんですけれども、予算を執行する場合、何かの決算特別委員会で執行残があったんですよね、億単位の執行残が。それ

を、そちらのほうに流用できないかというようなことをお願いしたんですけれども、款項目、目の流用は大体認められているように聞いているんですけれども、そういったふうに余剰金が出た場合の流用の仕方についてはどう考えられますか。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

ただいまの御質問の関係で、担当課長として御説明いたします。

交通安全施設整備については、今部長が申しましたけれども、震災対策等も含めながら、総合的に、円滑に進むように計画しているところであります。31年度の当初予算でも、この交通安全施設整備については、約3,500万の増額という形で要望しているところでございまして、少しでも県民の皆様の要望に応えられるように努力しているところでございます。

○田代国広委員 よろしくお願ひいたします。

○小山警察本部長 本部長でございます。

若干補足させていただきますと、要望自体100を超えるわけでございますけれども、物理的にいろいろ検討して、実際にその設置は難しいというところはございまして、実際要望が100を超えておきましても、実際にその実現性というのはかなり絞られてまいります。その中で、その予算をできるだけつける努力をいたしまして、それで20とかそういった数字になっておきまして、必ずしも80幾つついてないとか、そういう状況ではないということをお願ひいただければというふうに思います。

我々としても、できるだけ要望が——信号の要望というの十分理解してございまして、その中で、実現可能性を踏まえて最大限

努力をしているということは御理解いただければというふうに思います。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 6ページの通学路対策ということで、取り締まり装置の整備ということで書いてございますけれども、これはこれでやっぱり進めていただきたいということとあわせて、私も以前ちょっと質問で取り上げたんですが、通学路の学校周辺に、ゾーン30というから、30キロ制限をかける規制をできるだけ多くやったらどうですかという話をしましたけれども、これからこの取り組みあたりは、今後どう進めていかれるのか。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

委員御質問の内容につきましても、県警におきましても重要な施策として取り組んでおきまして、本年度も2カ所、合志市と天草市のほうで設定予定ということで、毎年のように設定しているところでございまして、今後も地域の要望に合わせながら計画的に実施したいと考えております。

○鎌田聡委員 ぜひ積極的に取り組みを進めていただきたいとします。

やっぱり学校周辺というのは、飛ばさないように、これは地域の理解も必要でしょうけれども、そういった促しをぜひ、そういった規制をかけながらやっていただきたいということとあわせて、最近気になっておきましますが、特に、学校周辺の横断歩道の白線がかなり薄くなっているんですよ。横断歩道だけじゃなくて、路側帯も含めて。

やっぱりそういったところも、またお金の問題かかってくると思いますけれども、ぜひ——ほとんど見えないような状態のところも

ありますので、そういったところもやっぱり日常的に点検していただいて、ハード、こういった機械をつけるのも重要ですけども、日常的なそういった注意を促す横断歩道のまたきちんと塗りかえとか、もやっていたきたいと思えますけれども、そういったところも今後やっていかれるんですよね。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

ただいまの件につきましても、本年度、国際スポーツ大会があるということで、9月の補正でおもてなし予算として、一時停止標識、また、外国人がわかる押しボタン信号表示のほかに、横断歩道等の補修の予算もつけていただきました。

来年度、31年度の表示の予算関係についても、本年度の約倍を要求しているという状況で、計画的に進めたいと考えております。

○鎌田聡委員 ぜひよろしく願いしておきます。

○大内田交通規制課長 はい。

○鎌田聡委員 特に、学校周辺のが薄いのが目立ちますので、その辺はきちんとやっていただくようお願いします。

○池田和貴委員 済みません、今のに関連してなんですけれども、センターラインとか、いわゆる横断歩道を引く予算って、これは県警と土木部の維持管理と、これはどういうふうに分かれているんですかね。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

委員の御指摘の内容につきましては、まず中央線で申しますと、普通の白線、これについては道路管理者が維持管理するというふう

になっておりまして、警察の場合は、交通規制標示であります、追い越しのための右側禁止部分ということで、黄実線、この部分が交通規制という形になりますので、標識の追い越し禁止のマークとともに、黄実線については警察で対応しているという状況でございます。また、横断歩道関係につきましては、完全に警察の設置事項という形ですみ分けされております。

○池田和貴委員 じゃあ、歩道の白線、これは土木部管理ということではよかったですかね。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

道路の歩道寄りの外側線部につきましては、道路管理者になっております。

○池田和貴委員 管理者ですね。わかりました。どうもありがとうございました。

今鎌田先生言われましたけれども、かなりその辺のラインがなくてやっぱり危ないという話があったので、その辺の多分道路管理者と県警のほうの話し合いの場はあるんじゃないかなと思っているんですけども、やっぱり優先順位でやっていかないと、予算もどうしてもないみたいな話も聞くもので、そこはよろしく願いしておきます。

○大内田交通規制課長 交通部でございます。

委員御指摘のとおり、道路管理者には、国、県、市町村それぞれございまして、それぞれの関係者が集まって協議を進めながら、計画的にする方向で現在も進めております。

○池田和貴委員 わかりました。よろしくお願いします。

○高木健次委員長 ほかに警察本部に係る質

疑はありませんか。

○池田和貴委員 6ページなんですけれども、7番の統合地理情報システムの構築事業で、御説明の中で防災情報の発信もやっていくということでお話があったんですけれども、これは非常に重要だと思うんですね。もし何かあったときに、県警に情報が入ってきて、それが一般の人たちにわかるようにしていくというのは。だから、その防災情報の発信についてはどのようにやっていくのか、ちょっと教えてもらえますかね。

○開田警務課長 警務課でございます。

今回のGISシステムにつきましては、災害対策としまして、過去の土砂災害の状況あるいは避難所の位置、こういったところの情報も織り込むようにしております。したがって、こういうものを活用いたしまして、避難計画の策定や効果的な避難誘導等にも活用されるというふうには考えております。

こういった情報につきましては、県民あるいは自治体に対しましても積極的に提供したいというふうに考えておまして、そうすることで、また自治体のほうでも、さまざまな施策に有効に活用されるというふうになっていければ非常にいいなというふうには考えております。

○池田和貴委員 わかりました。

やっぱり熊本地震とか阿蘇の豪雨災害とか台風災害とかいろいろあったときに、やっぱりこの辺ってすごく重要な情報だと思うんですね。ぜひ活用できるように頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 同じ6ページで、新規事業、国際スポーツ大会云々あります。これはもうしっかり取り組んでいただきたいというのと、(6)番のくまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業、これを簡単にちょっと内容を説明していただいでよろしいでしょうか。

○古庄交通部長 交通部でございます。

この事業につきましては、県警非常勤職員6人と民間業者に委託しました18人の24人体制で、高齢者世帯や被災地等を巡回いたしまして、防犯指導や交通事故防止、抑止等の指導を行うものでございます。

○前田憲秀委員 民間事業者というのは、どういったところになるんですかね。

○古庄交通部長 警備会社に委託しております。

○前田憲秀委員 わかりました。ありがとうございます。

最近、私の校区でも、いわゆるシルバーと言われる方々、60歳、65歳を超えた元気な高齢者の方がいらっしゃるんですね。まあ、この事業とそれがどうマッチングするかあれなんですけれども、その方々が、いろんな地域の役で各家庭を訪問されています。そういったのも参考に、この事業をやっぱり充実していくこともどうなのかなと思いますので、ぜひ参考にしていただければと思います。内容を確認させていただきましたので、ありがとうございます。

○古庄交通部長 今後も、関係機関等と連携を図りながら、できるだけそういう被害に遭うような高齢者宅を重点に訪問活動等を行っていきたいというふうに考えております。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

これで警察本部に係る質疑を終了します。

教育委員会に係る質疑に入りますけれども、この際、午後1時まで昼食休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、教育委員会に係る質疑に入ります。

教育委員会に係る質疑はありませんか。

○山本秀久委員 私は、地元の中学校しかわからなかったけど、そのとき教育長に文句言うたことがあるんです、なっとらぬぞて。そうしたら、教育長が努力してくれたんでしょね、もう見違えるごとて高校が変わってきた。それだけ言っときます。ありがとうございました。

○宮尾教育長 ありがとうございます。

○山本秀久委員 それだけです。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、3点ほどございまして、まずは高校教育課ですね。

18ページ、ALTをこれからふやして配置するということでございますけれども、このALTさんというのは、何か資格とか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

ALTにつきましては、これは特に免許等

は必要はございません。

○鎌田聡委員 ふやして外国語の充当をしていただくのは、これは結構な話だと思いますけれども、中には、これまでもちょっとあって、やっぱりALTさんの要は質的な問題で、外国語云々じゃなくて、日常生活とかそういう問題で何か以前問題もあったこともあるかと思しますので、その辺のちょっと見きわめ、適性というか、そういったことも十分考えていただいて配置をしていただきたいと思いますということですので。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

ALTの配置につきましては、CLAIRというのが全国組織にございますので、そこでまずこちらのほうからも、どういう人たちが欲しいかというのを要望を出させていただいております。例えば、SSHをやっている校であれば、理科系の大学を卒業された人というような形で、ある程度要望を出させていただきますし、また、配置した後は、各学校でALTの担当というのがつきますので、そこでいろんな生活上の面倒とか相談とかいうのを見ていただいているところでございます。

○鎌田聡委員 全部が全部どうこうということじゃなくて、中には、やっぱり日本での生活と少し感覚的に違う方々もいらっしゃるかと思いますので、今各学校で担当を配置するというところでございますから、そういった方々としっかりいろいろな、ALTさんの考え方も含めて、きちんと受けとめていただいて、いろいろな悩みとか相談、いろんなこともあると思います、やっぱりですね。そういったことにもきちんと対応していただくように、そこはお願いしておきます。

次が、義務教育課ですけれども、25ペー

ジ、英語教育改革推進ということで、英検ですよね、これは。英検取得のやつで、これから、これは市町村でやるやつの補助をしていくということでございますけれども、これはもちろん英検ですので、学校の授業の内容とは違った部分で、学校でやるわけですよね。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

英検の試験の会場は大体決めてありますけれども、ある程度人数がそろくと、準会場ということで学校でできるようになっています。

○鎌田聡委員 その場合に、現場の先生たちがその対応をするんでしょう。別な英検の協会の方々が来られる、どうなっているんですか、対応は。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

学校の先生のほうで試験を行うということになります。

○鎌田聡委員 その場合に、試験をされた場合に、それは多分、授業以外の時間帯とか日にちでやられると思うんですけれども、そういった、そこへの私は、要は負担にならないようにですね、先生方の。要は、働き方改革と言われていたところで、これがきちんと時間外で適正に、休日なら出勤手当が出ているのかどうか、それは多分出ていないと思います。4%の範囲内でやられているというふうに思いますので、拡充されるのはそれはもちろん結構ですけれども、その辺の手だてというのをどう考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

義務教育課のほうで統一してその対応は示しておりません。それぞれの学校での実態に応じた対応ということにしております。

○鎌田聡委員 いま一度、先ほど言いましたように、負担になっているのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、多分休みの日とか時間外に対応していると思いますので、そういったところへの——やっぱり学校ごととは言われながらも、県教育委員会としても、働き方改革ということ、先生のところもこれからやっていくわけですから、その辺の問題が生じないようにですね。一方では、その辺もちょっと頭に入れながらやっていただきたいと思いますので、いいですか。

○高本義務教育課長 はい。

○鎌田聡委員 もう1点、済みません、31ページ、体育保健課です。

これも若干今の話とちょっとかかわるんですけれども、新規事業で国際スポーツ大会の各校一校一校と大会観戦、こういったものをこれから取り組んでいく中で——これは非常にいいことですので、やってほしいと思いますけれども、これも、今の話じゃないんですけれども、ちゃんとした授業の枠内で各校一校一校と運動というのはやっていただきたいということと、あと大会観戦という業務も、それは先生たちが多分連れていくという話になると思いますけれども、この辺の勤務との兼ね合いとか、その辺はどう考えて、どう対応されていかれるのかということですか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

ただいま鎌田委員のほうからありました国際スポーツ大会の各校一校一校とつきましては、大きく3本柱を掲げておりまして、1つ

は、先ほども言った学校観戦、応援国学習という部分、それともう1つが、交流学习、選手たちが来られまして、その国の了承等がとれば、子供たちと触れ合う時間等を設定しながら行うというもの、それともう一つは、やはりただ見に行っても、ルール等も全くわからない状態じゃいけませんので、大会の事前、事後学習等も含めて、今行う予定としております。

その中身につきましては、例えば、まず体育の授業等が1つ考えられます。また、総合的な学習の時間であったり、特別活動等ですね。新たに何かを設けるといっても、その既存の時間の中で年間計画、カリキュラムの中で行うようなことで、今お願いをしているところでございます。

また、大会の観戦につきましては、特に遠いところから来る学校につきましては、1日ばかりのところもございますけれども、そういったところはやはり引率の形になろうかと思っておりますけれども、児童生徒と一緒にバス等で移動してくるような形になろうかと思っております。

そういったことで、大きく3本柱で取り組んでいるところではございますけれども、やはりこの事業自体につきましては、グローバル人材の育成とか夢への実現等も含めて、非常に有意義な大会であろうと考えておりますので、精いっぱい学校の御意見等も聞きながらやってまいりたいと考えております。

○鎌田聡委員 やっぱり大変この時期に必要な事業だと思いますし、有意義で、そしてまたこれからの人材を育てていくには、やっぱりこういうのをきちんと活用してやっていくということが重要だと思いますので、そのためにも、やっぱり学校も先生たちも、そういった気持ちを一つにしながらいけるような形でですね。

今お話しいただきましたように、既存の枠

内でいろいろな学習もしていくということでございますので、まあ過度な負担にならないように、本当県民が全体で、先生たちも含めて、学校も含めて、子供たちも含めて、何かこの運動を推進できるような対応というのをぜひ意識しながらやって進めていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

○西村体育保健課長 ありがとうございます。

○池田和貴委員 一校一国運動については、済みません、私のほうからも要望させていただきたいと思いますが、今鎌田先生もおっしゃられたように、一校一国運動というのは、もともと熊本が1997年の大会をやったときに、非常に評価が高くて、その後、長野オリンピックなんか、そういった熊本のこの一校一国運動を参考にやっぱりやられていたというような経緯があったというふうにも聞いております。

私、もう一昨年になるのかな、視察でヨーロッパに行かせていただいたときに、ハンドボール連盟のムスタファ会長と私たち熊本県の人たちと一緒に会談する機会があったんですが、その中で、国際ハンドボール連盟からも、ぜひ子供さんたちに世界一流のプレーを見せてほしいということ、向こうとすると、そういう、何というか、ハンドボールの普及という意味でそう言ったところもあると思うんですけども、逆に言えば、世界一流の選手たちとの交流ができ、また、一流の世界の人たちが、世界選手権ですから、いわゆる真剣勝負の試合を熊本で見れるという機会はなかなかないので、やっぱりここはぜひ、いろんな問題があるかと思いますが、ぜひ子供たちにそういった体験をさせながら、また、それは熊本県にとっても、こちらに来られた国々の人との友好がさらに深まる可能性もありますし、また、始まる可能性もあるので、す

ばらしいことだと思いますので、ぜひ知恵を絞ってやっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

今鎌田先生から御指摘があったような働き方改革との問題で、いろいろ教師の皆さん方の時間的な問題もあるというふうに思うんですが、そこはぜひ、それがあからできないとかというんじゃないくて、いろんなところで工夫しながらそういったことをクリアしていく方法でぜひお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 元来、教育の現場は、学力をつけるというのが本当の、最大の目的なんですけれども、残念ながら、現在、実態社会からすると、道徳教育を教育の現場でしなきゃならなくなってきました、本当に大変だと思っております。

最近の事件でも、千葉市だったですか、かわいい子供が両親によって殺されて、しかも、それを児童相談所も学校現場も救えなかったですね。本当にあの記事を見ると、道徳観の欠如といいますか、嘆かわしいといいますか、本当に残念に思ったんですけれども、教育現場で道徳を教えていただいているわけなんですけれども、教育現場で道徳を教える限界というか、限度といいますか、そういった面は感じられないんですかね。例えば、家庭とは違ったところがあるだろうし、ましてやしつけと違ってたたくことはできませんからね。ですから、そういったところで教育現場での道徳教育の限界、そういったものは感じられませんか。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

道徳に関しましては、教科化になりました、小学校が今年度から、中学校は来年度から道徳が教科化になっております。考え、議論する道徳ということで、1つのテーマに対して子供たちが一つの自分なりの考えを持って話し合うことで、より道徳価値の高い回答を求めていくというような、そういった授業に変わってきておりますが、そういった中で、教科書を使っていくわけですが、また持ち帰って家庭との、保護者の方たちとの意見交換、まあ話題にするようなことで、家庭との連携といいますか、そういったところでの道徳が進められているところです。

○田代国広委員 義務教育では、道徳の教科はあるわけなんですけれども、高校教育では、道徳教育は今あってないんですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

道徳に関しては、教科化というのはなされておりません。それにつきましては、社会科のほうで倫理とか、その辺あたりで心の持ち方というのを勉強する分野がありますので、そこでやっているというところもございます。

○田代国広委員 道徳観の欠如というのは、今の日本の社会で極めて重大な欠点といいますか、そんな感じがしてならないんですよ。道徳って、やっぱり社会が成り立つための守らなければならない秩序といいますか、そういった視点からすると、道徳の欠如イコール犯罪とかさまざまな社会への悪影響が出てくるわけですから、我々、地域においても道徳を指導しなきゃなりません、教育の現場においては、大変だと思いますけれども、極めてやっぱり重要な役割を担っていると思いますので、しっかりと教育での指導をお願いしておきたいと思います。

もう1点、いいですか。

○高木健次委員長 はい、田代委員。

○田代国広委員 10ページの地域人権教育指導員設置費補助というのがありますが、地域人権教育といいますと、すぐ頭に連想するのが同和教育といいますか、被差別部落、そういった面がこの予算の中に含まれているというふうに理解していいですかね。

○井岸社会教育課長 社会教育課でございます。

地域人権教育指導員設置費補助ということでここに予算を上げておりますけれども、これは市町村における人権教育を推進するためという目的で設置をしております。したがって、部落差別問題も含めた問題、人権全てを包括した形で教育していただくという形でこれを設置しているというところでございます。

以上です。

○田代国広委員 人権は大事ですから、よくわかるんですけども、部落差別ですよ。私の校区にも、地元にもあります、被差別部落が。部落解放同盟大津支部がありまして、同級生にもいたんですけども、私の部落、地元ですから、よくわかるんですよ。

我々は、完全解放を目指して努力をしていくべきだという形で来ておるんです。ところが、実態の解放同盟を見ますと、何かいささかちょっと違う気がするようになったんです。最近。本当に彼らが完全解放を目指しているのかというと、いまいささかちょっと違う気がするんですよ。

というのが、もう亡くなられましたけれども、あなたたち御存じと思いますが、松永政利さんとおっしゃって、県の同和教育のトップの方がおられましたもんね。あの方が、う

ちの隣保館に来て、挨拶の中で、子々孫々まで闘わなとおっしゃったんですよ。子々孫々ということは、未来に向かってやっぱりずっと続くということだもんね、差別が。私は、一日も早く完全解放をするために我々は努力すべきだという視点で運動を展開していくものと思ったんですけども、そういった発言を聞くと、一体我々はどうすればいいんだと思ったんですよ。

一日も早く完全解放を目指すためには何をなすべきか。自分なりにたどり着いた答えはあるんです、どうすればなくなるかというのは。人間というものは、本来、人を差別する本性を持つとるですもんね。闘争心とか競争心というのは、やっぱりある意味ではそういった側面があるけん。この問題が、どうも私は未来永劫にわたって続くような気がしてならないんです。これをやめるためには、自分がたどり着いた答えは、いわゆる部落差別、被差別部落のないといいますか、解消ということ解放同盟が打ち上げれば、この問題は解決すると思うんです。

ですから、解放同盟も大分弱体化してきている、組織も。若い者も入らぬようになってきて、もう先輩方たちも弱ったり亡くなったりしてきていますし、この主役を担ってきた方々がだんだんだんだん高齢化になつたりいなくなっていく、そして若い人が入ってこないということで弱体化しとるというか、と同時に、もう一つは、いわゆる地域改善対策事業がありましたね。もう既に地域改善じゃなくて、そちらのほううんと発展しているんですよ。さまざまな企業も来て——うちの場合ですよ。ですから、被差別部落というのはもうなくしていいような気がしてならないんですけども、行政サイドとしてはどう感じられますか。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

実は、うちの教育委員会といますか、うちの課からそういう運動団体に補助金を出しております。これは、やっぱり長年にわたって人権尊重の意識を高めるための効果的な活動実績が今までありまして、そして、今でも研修をされております。そういう効果的な研修に対して、私たちは今補助金を出しているところでございます。

ただ、熊本県の施策には、今13の人権課題があります。同和問題もその中に入っておりますけれども、さまざまな人権課題がございますので、熊本県では、子供たちの発達段階に応じて、また、その地域の実情に応じて適切な学習、そして職員の人権の研修を行っているというところでありまして、特段、解放同盟が、のさんとか、そういう関係団体さんがおっしゃるから、それに対してああだこうだじゃなくて、県としての施策として、ここは慎重に、丁寧に行っているというところでございます。

○田代国広委員 被差別部落があるから、その差別につながるわけでしょう。したがって、もう被差別部落じゃないんだと、解消宣言と申しますか、それをやれば、もうその部落問題はある意味では解決に向かうんですよ。日本の中で、そういった解消宣言と申しますか、それをした地域はありませんか。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

3年前に部落差別の解消の推進に関する法律というのが議員立法で出まして、それによりますと、部落差別は依然解消していないということで、国としてそういう法律が3年前に出ております。

それは、なぜそういう動きになったかと申しますと、最近、インターネットを使った差別事象とか、それとか、各市町村あたりに相談と申しますか、ここはそういう地域なのか

どうかと、そういう問い合わせ等もあっております。それも踏まえて、3年前にそのような法律が出ておりまして、それについては、私たちとしても真摯に受けとめて対応していかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

○田代国広委員 行政の立場はよくわかりました。

○小杉直委員 30ページと31ページ、西村課長、ちょっとおたくに端的に質問するというのはどうかと思いますけれども、30ページの2の(1)に県立学校児童生徒云々って載っておりますたいね。それから、31ページ、2の(5)子どものスポーツ環境整備支援事業云々って載っておりますたいね。この児童生徒と子供の区分というか、使い分けはどぎゃん考えるのですか。難しかならほかの者に。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

まず、30ページ、大きな2番の(1)のところに県立学校の児童生徒及びというふうには書いているのは、県立学校の場合は、特別支援学校もございますので、児童生徒が全て在籍する形になります。設置者として、健康診断等を行うところでございますので、そういった形の表現になっているというところでございます。

次に、31ページの大きな2番の一番下の(5)のところで、子供という表現をしているところのことではなからうかと思いますが、国の事業名であつたり、いろんなところの中でこの形をちょっととらせていただいているところでございますが、特に子供、要するにここの(5)の事業につきましても、まさに競技力向上を図る上での底辺拡大を主な目的としているような事業でございますので、当然、小学校、中学校であれば児童生徒にならうか

と思うんですが、幼稚園、保育園等を対象にする場合もございますので、大きくここでは子供というような形の捉え方で表現しているところがございます。

回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○小杉直委員 じゃあ、あわせて今に関連して山本理事にお尋ねですが、一般的に、高校生を含めて、子供という表現をよく最近はいろんな方がされとるですたいね。もう18歳から選挙権も持っていることだし、なるべくならば、もう高校生とか学生とか生徒とか児童とか、そういうふうな区分の表現がでけんかなと、これは昔から思うとるわけですが、やっぱりこれだけ教育がしにくい時代、家庭で甘やかしてきた時代の中で、子供、子供と高校生も捉えて言うならば、かえて、まあ甘えさせるということにはつながらんかもしれぬけれども、世の中の受けとめ方が子供なんだなというふうな印象になるわけですが、そのところの見解を山本理事は何かお考えはございませんか。

○山本教育理事 教育理事、山本でございます。

貴重な御意見をいただきまして、選挙権も、御意見のとおり、18歳からということになっておりますので、これまでの子供の使い方とか、そういったことについてしっかりと、有権者の年齢が下がったこともありますので、しっかりとまた考えていく時期に来ているのかなというふうに思っております。ここで、こうします、どうしますということはなかなか言いにくいんですけども、そういうことを検討すべき時期に来ているのかなというところで考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 なら、あとは要望にかえま

す。

私の主観も入っとつとかもしれぬけれども、ひっくるめて子供というような表現の仕方は、やっぱり、いい意味の長所もありますけれども、この社会状況の中でちょっと甘えさせる、甘えとかそういうふうな意味にもとられないと限らぬからですね。私は、やっぱり区分してできるだけ、例えば、児童に関する法律もあるわけですから、児童とかあるいは生徒とか、よう高校野球の監督あたりがうちの子供たちはと言っていますけれども、ああいうのも、選手とか、うちの学生はとか言うていただくと、相手方も少し意識が変わってくるような気がするわけですので。

これはもう要望にとどめときます。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 学校人事課の関係で、特に、7ページで——そもそもきょうは当初の予算なのでお尋ねをしたいんですけども、特に、この7ページで、中学校の教職員の給与、これは前年比較で4億5,600万ほどマイナスなんですけど、特に中学校の学校の先生の今現場が大変だという話を聞んですけども、まあこれは金額だけではかれるものじゃないんですけども、簡単にこの減額、少ないという経緯は、まあ年齢構成とかいろいろあるんじゃないかと思えますけれども、教えていただければと思うんですけども。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

これらの減額になっている主な要因につきましては、職員の入れかえによるものでございます。特に教職員を減らしたからということではなくて、基準となる日現在での計算式によりまして職員の給与のそれぞれの多寡がございまして、それに伴って減額になって

いるというところがございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、その下の高等学校も同じような理由ですかね。

○手島学校人事課長 学校人事課です。
同様の理由でございます。

○前田憲秀委員 わかりました。
最初に言いましたように、中学校の先生方からよく聞く話は、やっぱり毎日帰りも遅くて、学校での事務作業も、例えば、コピーも1台しかなくて、たくさん並んでやらないといけないとか、いろいろ改善策の話も聞くんですが、とってそういう意味では現場の先生方は御苦労されていると聞いています。

今お伺いしたように、特に職員が減っての減額ではないということで一つは安心しましたけれども、タイムカードの話も、これからしっかり具体的な議論ももちろん出てくるだろうと思いますので、そのことはしっかりまた注視していただければというふうに要望いたします。

もう1点だけいいでしょうか。

○高木健次委員長 前田委員。

○前田憲秀委員 25ページの義務教育課の部分なんですけれども、大きな2番の(7)で、新規事業で幼児教育アドバイザーの育成及び派遣等に要する経費ということで450万ほど、もう少しどういう内容なのかを教えてくださいなればと思います。

○高本義務教育課長 これは新規事業でございまして、幼児教育アドバイザーは、現在も3名任用しております。各希望のあったところの幼稚園に行きまして、先生方の園内研修のアドバイスでありますとか、園の環境整備でありますとか、あるいは幼保小の連携であ

りますとか、あるいは保護者の方への対応とか、そういったことをアドバイスするという事業をしております。

今回の新規事業は、そういったので、国としまして、今後、知事部局のほうとの一元化といいますか、そういったのを進めておまして、幼児教育センターを設置するという方向で今後進めていくという中で、幼児教育アドバイザーの派遣もありますけれども、養成、その研修、そういったものも含めて新規事業として上げております。

○前田憲秀委員 であれば、この幼児教育アドバイザーを拡充していくという意味でもいいんですかね。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

今現在は、県のほうでアドバイザーを任用しておりますけれども、今後の方向としましては、市町村で幼児教育アドバイザーを任用していくということで、県としては、その辺の研修でありますとか指導とかいうところで進めていく予定です。

○前田憲秀委員 わかりました。

虐待の話も先ほど出ましたけれども、非常に重要なことではないかなと思います。500万というのは、まだまだ金額的にもこれからしっかり拡充していかないといけないのかなとも思っていますので、しっかりそこは議論を深めていっていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○池田和貴委員 済みません、学校人事課、5ページ、ちょっとお伺いをしたいと思います。

5ページの3番の(3)障がい者就労支援事業ということで、県立学校における障害者の雇用に関する経費とあって、30人だったのを

69人にふやしたいということでありました。

この障害者と言われる方は、いわゆる身体、知的、精神、この3障害の方ということでいいのでしょうか。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

今年度の実績で申しますと、肢体不自由の方が18人、それと知的障害の方が3人、それと精神障害の方を9人雇用しております。学校における環境整備、樹木の剪定だとか、あと軽易な作業あたりでお仕事をしていただいている状況でございます。

○池田和貴委員 わかりました。いわゆるその3障害から雇用されているということがよくわかりました。

ただ、1つ、健康福祉部に所属されていた方だったら御存じだと思うんですけども、障害者の範囲って、今この3障害から広がっているんですよね。難病だとか高次脳機能障害とかですね。障害者雇用ということであると、実はこの3障害だけじゃないんじゃないかというふうに私は思ってしまい、特に、その難病の方からは、せっかく法律上難病と入れられているのに、こういう障害者施策のときには自分たちが出てこないかというふうな、やっぱりそういう話も実は出てくるんですよ。

例えば、今回の障害者雇用も、結局その3障害だけでしか、まあマスコミも報道していないんですけども、これは、例えば、障害としての機能が、法律上の範囲が広がっているのに、そういう議論ってされてなかったのかどうなのか、その辺、もしわかっていればちょっと教えていただければと思うんですけども。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

昨年、障害者雇用の問題につきまして、非常に県議会の皆様に対しましても御心配をおかけしまして、本当に申しわけございませんでした。

この件に関しましては、知事部局も含めまして、まずは適正に雇用していかなければならないということで、教職員の採用につきましても、枠を広げて、今現在、採用試験のほうも進めているところではございます。

今委員から御指摘のありましたとおり、いわゆるその3障害以外の難病と言われる方々におかれましても、就労につきまして非常に御苦勞されているというお話は聞いております。

この議論の中においても、その3障害以外の方についてどうするのかという議題といたしますか、話は出たのですが、今回のこの整理の中では、その方々の取り扱いも含めてというところまでは至らなかったというところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

現場は、やっぱりルールの中で決められたように皆さん方はやっていくのがあると思うんですけど、今私が申し上げたような部分というの、例えばその難病の方だとか、いわゆる3障害以外に障害と認定された皆さん方、やっぱりそういう声が上がるといってもぜひわかった上で、またそういう機会があれば、ぜひそういったところも発言をさせていただくなり、またはそういう話が出てきたときには、私たちにも教えていただくなりしていただければというふうに思います。これは要望でございます。

委員長、もう1点お願いします。

○高木健次委員長 はい、池田委員。

○池田和貴委員 文化課、12ページ、5番目に「熊本歴史文化の森」魅力発信事業という

ことで、国際スポーツ大会開催に伴う熊本の歴史、文化の国内外への魅力発信に関する経費ということでございます。

これについては、多分いろんな多言語化もされると思うんですが、そこについてちょっと教えていただければと思います。

○岡村文化課長 文化課でございます。

新規事業の「熊本歴史文化の森」魅力発信事業の中身としましては、幾つかの取り組みを含めております。1つは、県立美術館において、10月から12月、熊本城大天守復興記念ということで、特別の展覧会を開催する経費を入れております。こちら、熊本城が日、祝日については天守閣近くまで入れるようになりますので、それに合わせて熊本の歴史、文化について情報発信していきたいという、そういう展覧会になります。

もう一つは、多言語化の取り組みとして、県立美術館の館内のサイン、案内表示を多言語化するという、外国人の方が県立美術館を訪れた際にも、例えば、お手洗いの場所がどっちとか展示室の場所がどっちとかいうのを外国語表記するというものを含めております。

それから、さらに熊本城周辺の文化施設ということで、県立美術館だったり、熊本市の博物館、熊本市の現代美術館、熊本県の伝統工芸館、それから民間の肥後銀行の里山ギャラリーとか島田美術館、これらの館で共同して、国際スポーツの大会期間中に、こんな展覧会をそれぞれの館でやっていますというのを1つのガイドブックにまとめるというようなものを作成する予定にしております。

こちらについても、英語、中国語、韓国語といった外国語のものも用意するというところで、国際スポーツ大会で国内外から多くの方が熊本に来られるということで、ぜひこの機会を我々としてもビッグチャンスと捉えて、熊本の歴史、文化を情報発信していきたいな

と、ひいては熊本に関心を持ってもらいたいなという、そういう事業の取り組みを行う予定です。

あと、ちっちゃいところでは、美術館とかの作品リストとかホームページを外国語表記するというのもあわせて行うようにしております。

○池田和貴委員 わかりました。

今後、やっぱり国際化が進んでくる中で、こういったのは必要だというふうに思っています。そのとき、まあ今回当てはまるかどうかちょっとわからないんですが、ぜひ意識してほしいのが、今までの、例えば、この文化とか歴史に関することを外国語に翻訳しようとしたときに、例えば、わかりやすい時代でいくと、江戸時代という表記があったとして、それをただ英語に直したとき、江戸ピリオドって書いて、その後の説明文があったとした場合に、日本人は、江戸時代、大体何年から何年だとわかるんですけども、外国の人って、西暦で江戸時代って何年から何年までと注釈を入れておかないと、多分外国の人ってわからないんじゃないかと思うんですね。例えば鎌倉時代とか、私たちはすぐわかりますけれども。

ですから、こういう外国語を翻訳するときには、まあやられていれば全然問題ないんですけども、そういったところも意識して、皆さん方が外国語の翻訳の発注をする場合には、仕様書の中にそういった部分もきちんと入れておくとかですね。やっぱりそういうので漏れないようにしておいていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

というのは、実は私も何人か外国の方を案内されている方からお伺いをして、いわゆる連れていくんだけど、時代観がやっぱりわからないということをよく言われるんですよ。ですから、そういったことも意識しな

がらやっぱりやっていくのが必要なのかなというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第48号、第52号、第56号、第92号から第94号まで、第97号及び第108号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第48号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長等から説明をお願いします。

○古庄交通部長 交通部です。

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部改正について御説明

いたします。

総務常任委員会で審議される条例関係説明資料の1ページをごらんください。

今回の改正は、本年10月1日に消費税法が一部改正され、増税される見込みであることに伴い、熊本県が所有する各種施設の使用料について、増税額の反映のための条例改正を、使用料徴収の根拠となる個別の条例の改正ではなく、知事部局において、消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例により一括して使用料の改定を行うこととなり、県警察が所管する試験コース使用料もその対象となったものです。

改正の要点は、10分250円から、50分1,350円に改定するものです。

今回の改正は、使用料の改定ですので、熊本県収入証紙条例の改正は不要となります。

施行日につきましては、平成31年10月1日となります。

以上、御報告を申し上げます。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

その他報告事項、教育委員会としておりますA4縦の別冊の資料をお願いいたします。

1ページをお願いします。

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(教育委員会所管分)につきまして御報告いたします。

社会教育課、文化課及び体育保健課が所管します施設の使用料が関係いたしますが、一括して御説明させていただきます。

1ページ、1の(1)制定の必要性、(2)制定の内容につきましては、先ほどの県警本部の御説明と同様、本年10月の消費税法の一部改正に伴いまして、各種施設の使用料について改正するものでございます。

1の(2)の5行目でございますが、知事部局において、一括して改正が行われます。

本議会へ上程された議案第75号として、総

務常任委員会で審議されます。

2、制定される条例についてでございますが、(1)から(8)までの8つの条例でございます。

3、施行日でございますが、平成31年10月1日です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

同じく、資料の報告(2)地方公務員法及び地方自治法の改正(会計年度任用職員制度)について御説明させていただきます。

まず、説明の前に、会計年度任用職員、これについてでございますが、これは、1、会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員のことでございまして、地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴い、平成32年度、2020年度から導入される制度でございます。事務職員、学校講師などの職種に適用されるものでございます。

それでは、中身を説明します。2ページをごらんください。

まず、1、改正の目的等でございますが、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成32年、2020年4月1日に施行されることとなっております。

臨時・非常勤職員につきましては、枠囲み記載末尾にありますとおり、平成28年4月現在、全国で約64万人が任用され、さまざまな分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっております。

こうした中、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないといった課題を踏まえまして、今回、改正が行われたところでございます。

次に、改正の内容でございますが、2、地方公務員法の一部改正をごらんください。

1点目は、特別職非常勤職員の任用につきましては、(1)に記載のとおり、特別職の範囲を、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者に厳格化されます。

2点目は、臨時的任用につきましては、(2)に記載のとおり、その対象を常勤職員に欠員が生じた場合に限定されます。

3点目は、(3)一般職非常勤職員の任用等に関する制度の明確化につきまして、新たに会計年度任用職員と規定し、その採用方法や任期等が明確化されます。

また、3、地方自治法の一部改正にありますとおり、会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されます。

4、今後の予定でございますが、平成32年の改正法施行に向け、平成31年度上半期の議会において、給与、勤務条件等の関係条例の改正案を提案させていただく予定としております。

3ページをお願いします。

制度改正後の臨時・非常勤職員の移行のイメージでございます。

現在、本県教育委員会では、左側の表にありますとおり、上の囲みの顧問、参与のほか、一般事務職員、非常勤講師など専門的、効率的な処理が必要な業務に、特別職非常勤職員を任用し、下の囲みの欠員や産前産後休暇等に対応するために臨時的任用職員を任用しております。

改正後は、現在任用している職の多くが、新たに規定される右側の②の会計年度任用職員に移行する見込みとなっております。

なお、学校に任用しております臨時的任用教職員につきましては、引き続き、③の臨時的任用職員となる見込みでございます。

職員の処遇に関する重要な制度改正になりますので、移行に向けて混乱を招くことがないように、着実に準備を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。
ます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

同じ資料の4ページをお願いします。

報告の(3)県立特別支援学校整備計画の改
定について御報告します。

1の経緯についてですが、知的障害特別支
援学校高等部生徒の増加などに対応するた
め、平成23年度に策定しました県立特別支
援学校整備計画に基づき、これまで整備を行
ってまいりました。

その後、高等部だけでなく、小・中学部の
児童生徒も全県的に増加しており、現整備計
画を改定する必要が生じたことから、昨年5
月に外部有識者による検討会を立ち上げ協議
を重ね、このたび整備計画の改定案を作成
し、現在、パブリックコメントを募集してお
ります。

2の基本方針についてですが、まず(2)の
基本的な考え方の③のとおり、可能な限り既
存の県有施設等を有効活用することとしてお
ります。

(4)の整備計画の期間として、今後5年間
で早急な対応が必要で、早期の対応が可能な
整備の実現を目指し、5年間で実現しなかつ
た整備については、6年目以降に整備を実施
するとしております。

3の整備内容についてですが、(1)の整備
対象は、熊本、松橋西、大津、菊池、荒尾、
球磨、天草の知的障害特別支援学校7校で
ございます。

次のページをお願いします。

(3)の整備方法は、①の移転整備としまし
て、学校ごとの移転整備先の余裕スペースに
応じまして全学部または一部移転を行い、そ
の後、②の本校整備として、移転した後の
小・中学部等の児童生徒に対応した本校の内
部改修等を必要に応じて実施するとしており

ます。

(4)の整備内容の表をごらんください。

7校の具体的な整備内容について御説明し
ます。

まず、1の熊本支援学校は、本年4月に開
校します熊本はばたき高等支援学校に高等部
を段階的に移行するとしております。あわせ
て、湧心館高校の余裕スペースに熊本支援学
校の駐車場を増設するとしております。

次に、2の松橋西支援学校、7の天草支
援学校移転整備は、それぞれ松橋高校、天草拓
心高校の余裕スペースを改修し、高等部を移
転するとしております。

次に、3の大津支援学校、5の荒尾支援学
校の移転整備は、それぞれ既存の県有施設、
翔陽高校、岱志高校等を活用した高等部等の
移転を検討しております。

なお、この2校につきましては、いずれも
移転先について協議が継続しておりますので、
検討という表記をしているところでござ
います。

次に、4の菊池支援学校の移転整備は、肥
後学園跡地に校舎を設置し、高等部を移転す
ることとしております。

なお、これらの学校につきましては、高等
部等が移転した後の本校整備としまして、内
部改修や増築等を必要に応じて実施または検
討するとしております。

最後に、6の球磨支援学校は、この間閉校
いたしました多良木高校を活用し、全学部を
移転するとしております。全学部移転のため、
本校整備はございません。

4のスケジュールについてですが、本年3
月19日までパブリックコメントを募集してお
ります。その後、教育委員会に付議し、本年
3月下旬か4月上旬に計画を策定する予定で
ございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。
ます。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました、平成30年度教育警察常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月末までに県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員から提起された要望、提案等により取り組みが進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

○小杉直委員 この7番目、熊本県風俗案内業の規制の条例と客引きに対する条例、これは県警が、熊本市、熊本市議会、熊本県、熊本県議会とよく協議されてこのような条例をつくって、もう来月から施行ということになると思いますが、この目的は、書いてあるように、繁華街の環境浄化対策ということで、大型スポーツを控えたり、また、熊本地震の後に中央街周辺にいろいろなよろしくないや

らが入り込んできて、この間のように半グレ的な傷害致死ですか、ああいうのもあったようなことですが、特に最近、この繁華街の近くの駕町通りにセコンドという時計屋があって、ロレックスを主に4,000万前後の、まあ強盗じゃなかろうかと思うごたる窃盗事件があったわけで、下通りとか中央街とか新市街の関係者が非常に——せっかく条例をつくって、いよいよ4月から施行して環境浄化をさらに強化しようという中に、足元のすぐ近くでそういうロレックスの多額盗難があったということとびっくりしておったわけですが、結果的には早期検挙されたということを経験、テレビで聞きましたけれども、まあ捜査中でしょうから、言われる範囲で構いませんけれども、どうやってあんなに早期検挙されたっすかな。

○甲斐刑事部長 刑事部です。

今回の事件につきましては、防犯カメラの捜査を中心とする捜査支援室の取り組みと熊本中央署と警察本部の連携、それと早い時期に鹿児島市内に住む被疑者を特定した中で、鹿児島県警と共同捜査を早期に組んだことが今回の早期の検挙につながったと考えております。

○小杉直委員 やっぱり広域的な犯罪の中で、連携の必要性というのがよく今のでわかったのですが、また、タイミングよく早期に解決していただいて、私もこの条例に少しかかわったり、また、熊本県商店街組合連合会の顧問をしておりますので、いろんな関係者から心配な声があったわけですが、そうやって早期に解決していただいて、評価させていただいて、お世話になりました。ありがとうございました。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ただいまの御意見等を踏まえて修正をしたいと思いますが、修正については、委員長一任ということではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、今回いただきました御意見を踏まえて、内容を修正しまして掲載したいと思います。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

○小杉直委員 野尾教育総務局長、ほんなこてこれはその他のその他ばってん、義務教育課所管と思うけれども、道徳教育用郷土資料で「熊本の心」で流しよるでしょう。あれは、時々見ますけれども、子供向けでしょうけれども、我々大人にもしっかりためになっておりますけん。それが1つと、実は、今国のほうで、体罰はいかぬと、それ以外に、子供をしつけるときに、お尻をたたいたり、げんこつかませたりする愛のむち、それもいかぬごて言いよるでしょう。それについてはどぎゃん思うですか。

○野尾教育総務局長 なかなか難しい御質問なんですけれども、私的な考えでよろしいでしょうか。

○小杉直委員 はい。

○野尾教育総務局長 申しわけないんですけれども、今教育総務局長としてはなかなかお答えしにくい。

今確かに国において法制化されて、懲罰権を廃止しようとか、私も前健康福祉部におりましたので、児相の状況とか見ておりますと、非常に厳しい状況にあるということは常々聞いております。なかなか職員も集まりにくくて、児相におる職員も何か非常に悩んで

ばかりいて、非常に厳しい職場であったと健康福祉部時代は思っておりました。

教育委員会に参りまして、いろいろ見ていくうちに、やはりその懲罰権をどうするかとなりますと、そこは家庭における子供の教育ということで、私たちは、社会教育課のほうで親の学び講座とかを通じて、どうやって子供さんたちをしっかりとしたお子様にしつけていくか——しつけという言葉がいいかどうかわかりませんが、そういうことを自民党の先生たち、議会のほうで条例をつくらせていただいて、そういうふうな家庭教育支援条例もつくっていただいて、全国に先駆けてそういうことをやらせていただいています。

その中で、いわゆるしつけとしての体罰をどうするかというのは述べておりませんが、極力しないほうがいいのかなとは個人的には思います。しかし、時にして、私も親ですから、子供はやっぱりしつけたことはあります。でも、そこはなかなか線引きが難しくなってきましたので、たたくのは決していいものじゃないと思っておりますし、それがエスカレートしていくと、常態化していったら、間違った方向に行くということも健康福祉部の際は学ばせていただきましたので、その点は、個人的には、やはり親の学び講座とか家庭教育支援条例の中でうたっている精神を、家庭の中で子供とどう接していくかは、しっかりと一人一人が向き合わなきゃいけない、そのために県議会のほうで条例化してやると。

でありますので、そのしつけをどうしていくかというのは、やはり私たち親一人一人が考えて、その子供にどう責任をとっていくかということでございますので、体罰はよくないんですけれども、やはり親としてのしつけは必要だと思っております。

ちょっと済みません、抽象的な回答でございますけれども、これで御容赦いただきたいと思っております。

○小杉直委員 ありがとうございます。

きょうは報道がおらぬごたるですばってんね。なんさま虐待なんか全国ありよるですが、あれはもう総合的な中の一部でしょう。それを捉えて、全国的に虐待がいかにもすぐ発生しやすいような報道のあり方を一部の報道がするし、すぐ児童相談所だ教育委員会だと問題化しますけれども、おたくがおっしゃったように、根元は家庭ですけんね。家庭の中で、必要な、体罰でなくて、愛のむち的なしつけは私は必要だと思っておりますので、おたくと意見が合いそうですね。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後2時5分閉会

○高木健次委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、3名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それではまず、教育委員会山本理事。

（山本教育理事、中川参事官、森参事官の順に挨拶）

○高木健次委員長 勇退される山本委員も一言どうぞ。

○山本秀久委員 私は、さっき申し上げたように、耳が聞こえなくなりましたので、1票をもらう価値のない議員として、申しわけないから、今回、引退することといたしましたし

た。

ちょうど私も、54年に初当選以来今日まで、先輩議員、同僚議員に大変かわいがっていただきまして、執行部には、5代の知事に仕え、今日まで40年間無事に過ごさせていただきました。これもひとえに、知事を初め執行部の皆さん方、警察の皆さん方、そういう方々、そして委員の皆さん方の支えのおかげで、無難に、問題なく40年にけじめをつけることになりました。

これからは、どうぞ皆さん方も、退職される方も、これからは一県民として、お互いに県の発展のため、そして、今度当選しなきゃならない議員の皆さん方も、選挙を控えております。委員長以下委員の皆さん方も、再度この議会に顔を出していただいて、県民の負託に応えていただくことを願いつつ、去らせていただきたいと思います。

本当に皆さん方、ありがとうございました。（拍手）

○高木健次委員長 小杉委員も一言お願いいたします。

○小杉直委員 私は、山本先生から比べますと短いほうですが、6期24年間、皆さんには大変お世話になりました。特に、小山本部長、それから宮尾教育長を初め教育委員会の皆さん、県警本部の皆さん、大変お世話になりまして、私は、この委員会が一番性に合っていて、いつも楽しく出席をさせていただいております。

また、この1年は、高木委員長、楠本副委員長たち委員の皆さんにもいろいろかわいがっていただいて、ありがとうございました。

私も、多少、健康問題で引退せざるを得ないということがございますけれども、自民党の一員として市内をうろろしておりますので、何かありましたときには御相談を、あるいはまた私のほうからお知恵拝借等があるか

と思いますが、よろしくお願ひします。

本当にお世話になりました。（拍手）

○高木健次委員長 それでは、私のほうからも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今それぞれに勇退される皆さん方の言葉を聞いておりました、本当に感無量であります。長い間、県政に一生懸命取り組んでいただきました。この熊本県を引っ張っていただきました皆様方に、心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

私も、この1年間、楠本副委員長を初め、委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましても、県政の抱える重要な諸問題につきまして終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

さらに、宮尾教育長、また、小山本部長を初め執行部の皆様におかれましても、常に丁寧な説明と御答弁をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

私も、皆様の本当に温かい御協力をいただきながら、特に2年間教育警察常任委員会のほうに所属をさせていただき、特に今期は委員長として、本当に温かい御協力をいただきながら、大過なくこの任務を過ごさせていただいております。この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思っています。

この3月をもって勇退される特に皆様方におかれましては、長い間本当にありがとうございました。今後も、県政発展のために、しっかりと熊本県を見守っていただければありがたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御発展と御健勝を心からお願いを申し上げ、祈念いたしまして、委員長としての御挨拶、お礼、感謝にかえさせていただきたいと思います。

本当にありがとうございました。お世話に

なりました。（拍手）

副委員長のほうからも、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○楠本千秋副委員長 楠本からも一言御挨拶させていただきます。

この1年間、副委員長という大役をいただき、高木委員長のもと、委員会運営に努めさせていただきました。

委員各位には、大変お世話になりました。ありがとうございます。そして、執行部の皆さんにも、真摯な対応をいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

それから、今回勇退されます山本理事、中川、森両参事官は、大変お疲れでございました。

この経験を生かして、議会活動に頑張りたいと思います。これからもひとつよろしくお願ひします。本当にありがとうございました。（拍手）

○高木健次委員長 以上で終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後2時14分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長